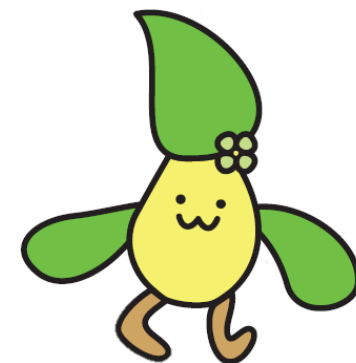


豊田市における包括的な支援体制の整備と 重層的支援体制整備事業に関する基礎資料

豊田市 福祉部 よりそい支援課



**豊田市における包括的な支援体制の整備と
重層的支援体制整備事業の実施に取り組む背景について**

豊田市が目指す「地域共生社会」のイメージ

これまでの関係性をこえて

『つながり合える地域』 『安心な暮らし』 『生きがい』

をともにつくり 一人ひとりが幸せを感じられる社会

- 2023年に豊田市で開催した「地域共生社会推進全国サミットinとよた」のとよた宣言で提唱。
- 豊田市では、就労を主な機会として全国各地から来た方と昔からの豊田市民の共生を考え、昭和40年頃から一貫して「ふれあい豊かな地域社会づくり」を進めてきたことを土台に。
- 「関係性をこえる」「ともにつくる」が推進のキーワード。
- 「①つながり合える地域」、「②安心な暮らし」、「③生きがい」が重要な枠組み。
- この考え方は、2025年から開始の「第9次総合計画」でも採用（ミライ実現戦略2030 取組目標②）。

「地域共生社会推進全国サミット in とよた」の成果として、孤独・孤立の増加、家族や地域といった支え合いの基盤の弱体化、地域課題の多様化・複雑化と言われる状況に対し、「おたがいさま」と言えるコミュニティ、つまり「人や活動、地域などのつながり合い」を、新たな形で取り戻すことを提唱します。

キーワードは「ともに つくる」です。

まず、「ともに」を考えていくため、私たちは、「市民の尊厳と自分らしさの実現」がすべての土台であることを、改めてお互いが認識し合わなければなりません。

その上で、家族や地域、職場だけでなく、社会におけるあらゆる関係性を見つめ直す必要があります。良いものは継続しつつも、それと同時に、これまで自然につくられてきた関係性の枠組みを外し、楽しみながら、私たちはともに新たな関係性をつくっていくのです。

こうした新たな関係性の中で、私たちが、多様な価値観を認め合い、参加し、「つながり合う」ことにより、自分らしい暮らしや地域のミライにさらなる可能性が生まれます。そして、市民やボランティア、活動団体といった地域の方々、事業者、社会福祉協議会、行政などあらゆる主体が、制度や分野を超えた「つながり合い」を育んでいくことで、健やかな暮らしを継続でき、仮に暮らしに困りごとが生じた場合でも、それぞれ行動し協力でき、そして支え合うことができるようになっていきます。

これらの考え方を2日間を通じて共有した私たちならば、一人ひとりが日々の幸せを実感し続けられる「地域共生社会」を、必ずや、ともにつくることができるに違いないと確信しています。

今こそ、私たちは、それぞれの人や地域、時代に合った新たな関係性により、多様な「つながり合い」をともに作り、そして「つながり合い」があること自体を価値とし、暮らしの「安心」と「自分らしさ」をともに育んでいきましょう。

これらのことを握りしめ、私たちは、ともに協力し合って、「地域共生社会」に向けた様々な参加と実践を進めることを、ここに確認し合います。



2023年10月13日

社会福祉法

地域共生社会の実現（第4条第1項）

地域福祉の推進（第4条第2項）

地域生活課題の把握 連携による解決に向けた取組み （第4条第3項）

包括的な支援体制の整備 （第106条第3項）

重層的支援体制整備事業 （第106条第4項）

地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、
参加し、共生する地域社会の実現

地域生活課題

福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に
関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会
からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日
常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会 が確保
される上での各般の課題

社会福祉法上は、地域（における社会）
福祉の推進のための体制として、包括的
な支援体制を整備する

社会福祉法 第106条の3 (包括的な支援体制の整備)

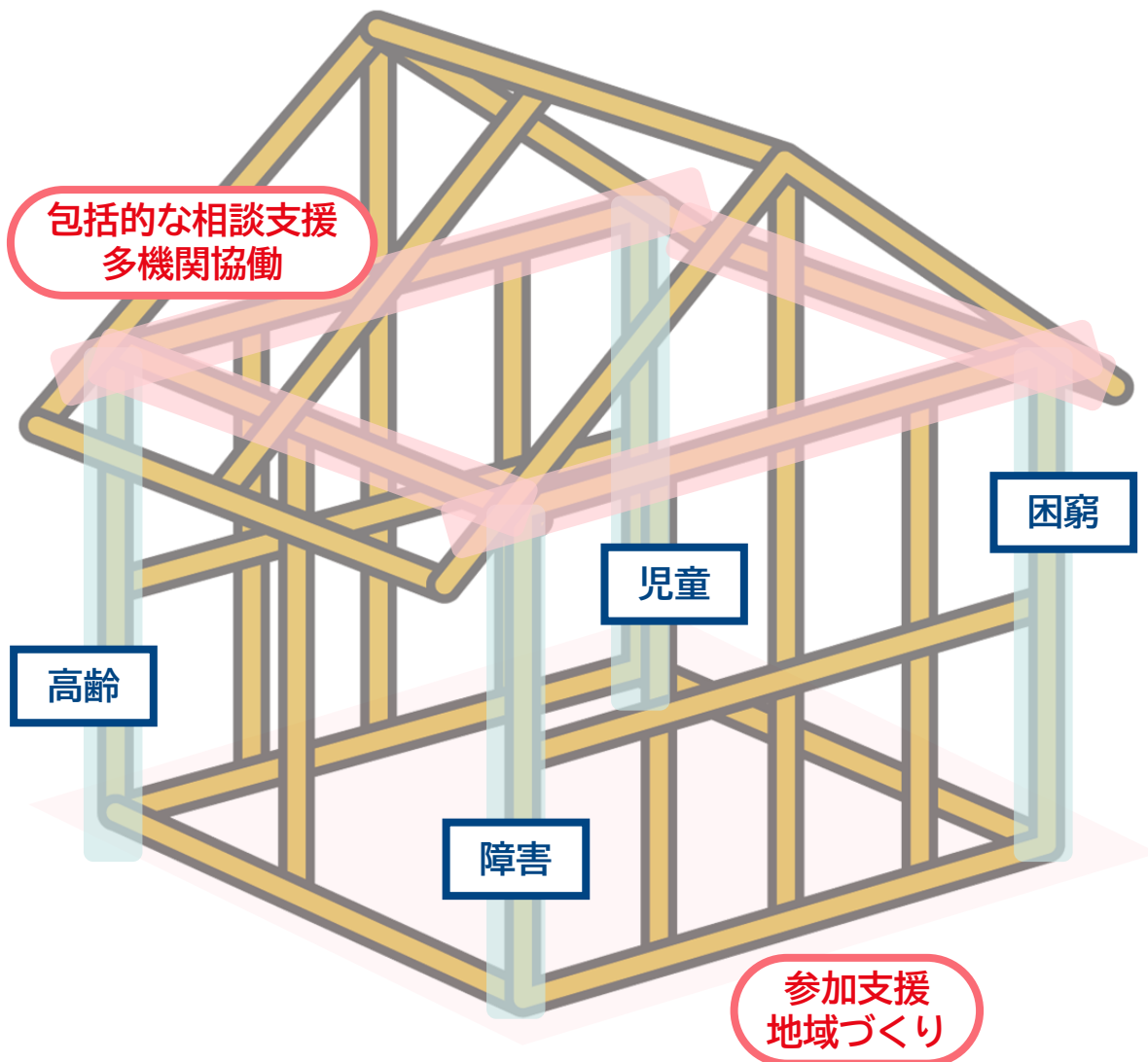
市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう**努めるものとする。**

包括的な支援体制の整備は、
努力義務

社会福祉法 第106条の4 (重層的支援体制整備事業)

市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を**行うことができる。**

重層的支援体制整備事業は、
手あげに基づく任意事業



柱

既存事業といわれる「高齢・障害・児童・生活困窮」の専門分野

でも、柱だけでは、人は住めない



梁

(柱と柱を横につなぐために)

包括的な相談支援・多機関協働

床

(隙間を埋めて誰もが立てるように)

参加支援

土台

(家がきちんと建つように)

地域づくり

豊田市における包括的支援体制の整備過程について

Japan



Aichi prefecture



○ 豊田市は愛知県のほぼ中央に位置し、愛知県全体の17.8%を占める広大な面積を持つまちです。

○ 全国有数の製造品出荷額を誇る「クルマのまち」として知られ、世界をリードするものづくり中枢都市としての顔を持つ一方、市域のおよそ7割を占める豊かな森林、市域を貫く矢作川、季節の野菜や果物を実らせる田園が広がる、恵み多き緑のまちとしての顔を併せ持っています。

自然豊かなまち・豊田

- 中山間地域
- 市域の約70%を占める
- 人口は約3.8万人と全体の約10%である。

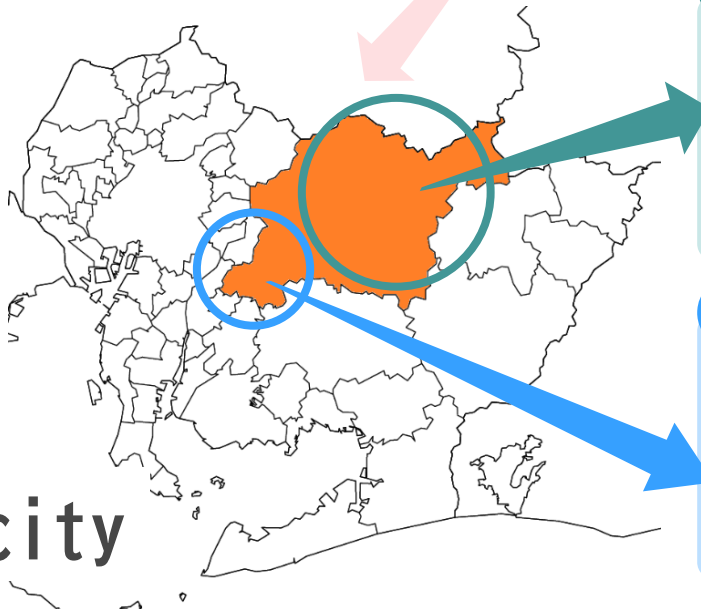


くるまのまち・豊田

- 都市部
- 市域の約30%を占める
- 人口は約38万人と全体の約90%である。



Toyota city





項目	数値
① 人口	414,393人（R8.4時点） ※愛知県内第2位人口の中核市
② 面積	918.32km ² ※愛知県内第1位の広さ、市町村合併により7割が中山間地
③ 高齢化率	24.99%（R8.4時点）
④ 自治区数	296（R8.4時点）
⑤ 小学校・中学校数	小学校数：75 中学校数：28
⑥ 認知症自立度Ⅱ以上人数	9,642人（R8.4時点）
⑦ 療育手帳所持者数	4,036人（R8.4時点）
⑧ 精神保健福祉手帳所持者数	5,100人（R8.4時点）
⑨ 地域包括支援センター数	28か所（社協、社福法人等）＋基幹型（社協）
⑩ 障がい者相談支援事業所	24か所（社協、社福法人、NPO等）
⑪ 生活困窮者自立支援機関	6か所（社協：CSWと兼務あり）
⑫ こども家庭センター	直営実施

■ 日本の縮図と呼ばれる都市構造

- 都市近郊部と中山間部、28の中学校区と75の小学校区、298の自治区
- 広大な市域が故、地域ごとに特性・資源・文化などが大きく異なる

市役所本庁まで
遠い

地域課題が
それぞれ違う

「地域」を基盤に考える重要性

■ 急激に高齢化する人口構造

- これまで自動車等の産業を中心に、若いまちとして進んできた
- 高齢化がピークアウトする他自治体に対して、短期間でその状況に追いつく急激な変化

地域・企業・行政
による共働が必要

「誰かが担う」のではなく、「誰もが担う」発想に、
できるだけ早期にシフトチェンジする必要性

■ SDGs未来都市

- 従前より、環境モデル都市として、低炭素社会などの視点から持続可能なまちづくりを推進
- 「すべての人に健康と福祉を(SDGsの17のゴールの一つ)」も達成しないと、持続可能にはならない



複合的な課題を抱える世帯、支援につながらず地域に埋もれている世帯、
福祉サービスの受給だけでは解決しない課題へのアプローチ

豊田市の課題に即した形で福祉的支援の強化

従来の縦割り体制
では対応が困難

○ 2014（平成26）年度

- ・ 第1次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画に「高齢者・障がい者・子ども等対象を限定しない『地域包括ケアシステム』の構築」を設定。

○ 2016（平成28）年度

- ・ 「包括的な支援体制の整備」に向け、民生委員など地域住民や地域包括支援センターなど支援関係機関から課題を抽出し、複合課題への対応、地域の支え合い、支援・サービスの再編などの対策について、市民福祉部と関係5部にて検討。

○ 2017（平成29）年度

- ・ 前年の検討結果を踏まえ、第8次総合計画の重点施策「超高齢社会への適応」として「包括的な支援体制の整備」に向けた各種取組を開始。
- ・ 組織再編し、福祉部内に「地域包括ケア企画課」と「福祉総合相談課」を新設。
- ・ 厚生労働省「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」の採択を受け、「健康と福祉の相談窓口」を高岡地区に開設。併せて、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を地域配置し、複合的な課題を抱える世帯の相談を“丸ごと”受け止め、個別支援と支え合いの地域づくりを連動させて支えることで、地域で安心して暮らせる仕組みづくりを開始。

○ 2018（平成30）年度

- ・ モデル地区2か所目として、猿投地区に「健康と福祉の相談窓口」を開設。
- ・ 全市展開に向けた検討を実施。

○ 2020（令和2）年度

- ・ 新たに福祉部・地域振興部・社会福祉協議会の連携により「福祉の相談窓口」を都市エリア（高岡地区、猿投地区、上郷地区、高橋地区、松平地区）に開設。

○ 2021（令和3）年度

- ・ 連携した支援体制を充実させるため、「重層的支援体制整備事業」を開始。

○ 2023（令和5）年度

- ・ 「地域共生社会推進全国サミット in とよた」の開催。
- ・ 本市の地域共生社会の実現に向けた基本理念となる「とよた宣言」の発信。

○ 2024（令和6）年度

- ・ 孤独・孤立対策との連動を図るため、重層的支援体制を再編。
- ・ 以下を柱として、庁内9部と委託先を含む幅広い共働体制を整備。
 - ✓ 三つの枠組み（①地域づくり促進、②包括的な相談支援、③参加・活躍の支援）
 - ✓ 二つの基盤活動（①重層的支援会議定例会、②重層的支援推進研修）
 - ✓ 市民参加と多機関協働

○ 2025（令和7）年度

- ・ 第9次総合計画「ミライ実現戦略2030」の取組目標の一つとして、「誰もがつながり合いの中で安心して自分らしく暮らすことができる（地域共生社会の実現）」を設定し、こども支援の強化等さらなる充実に着手。
- ・ 官民14者による「地域共生社会の実現に向けた重層的支援の推進に関する協定」の締結。

- 住民の声を真正面に受け止めた施策を計画内に位置付けていたことが、後々の包括的な支援体制の構築につながっている。
- 福祉の推進施策を担う豊田市と、住民が主役となった地域福祉活動の推進を図る豊田市社会福祉協議会で、方向性や考え方を擦り合わせて、一体的な計画を策定したことも、双方が連携して実施する体制の基礎に。

基本理念

安心して 自分らしく生きられる 支え合いのまちづくり

重点取組（抜粋）

身近な地区への「地域福祉コーディネーター」の設置検討

更なる基盤整備（抜粋）

高齢者・障がい者・子ども等対象を限定しない「地域包括ケアシステム」の構築



【住民の声の一部】

- ・ 住民の困りごとに対し、素早く対応してもらえるような窓口が、身近なところにあるといい。
- ・ 色々な困りごとを相談したくても、市民の多くはどこに相談していけば良いか分からない。

策定期間（平成25～26年度）の主な取組

- **住民懇談会の実施**
全中学校区（当時27地区）で、各地区2～3回開催
- **テーマ別市民ワークショップ**
3テーマ（顔の見える関係性、地域での見守り活動、地域福祉活動団体の裾野・連携）で各3回
- **アンケート調査の実施**
市民（3,500人）・自治区長（306人）・民生委員児童委員（544人）対象

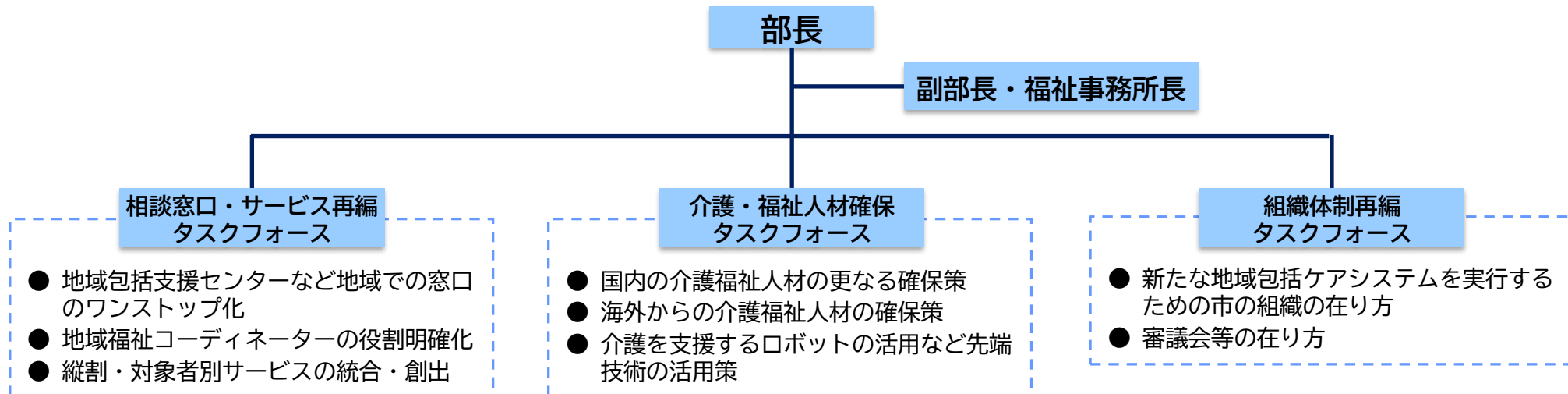
- 平成28年度、「全世代・全対象型の地域包括ケアシステム」を目指すため、機動的・小規模検討チーム：タスクフォースを部内に設置。

- ・地域包括ケアシステムについて、対象を高齢者のみに限定することなく、地域の支え合いも含めて、縦割りを横串でつなぐことをねらう。
- ・利用者や市民の目線で支援策を再編成し、より効果的・効率的な仕組みの構築を目指す。

豊田市の主な課題（タスクフォースの検討課題）

- ① 8050問題やダブルケアを始めとする**複合課題を抱える世帯の増加**
- ② 押し付けでない**地域の支え合いの展開支援**
- ③ 介護・福祉・医療分野を支える**専門職の人材不足**
- ④ 既存制度に基づく**対象者別の縦割りサービスの再構築**

課題別にタスクフォースを設置



翌年度(平成29年度)から開始される「第8次豊田市総合計画」に施策の反映を目指す

- 第8次豊田市総合計画（H29年度～H36年度）に、タスクフォースで検討した「地域共生型社会システムの構築」の内容を反映。
⇒ 福祉部ではなく、豊田市の施策に
- 同時に、施策を効果的に実行するために、福祉部内の組織改編を実施。

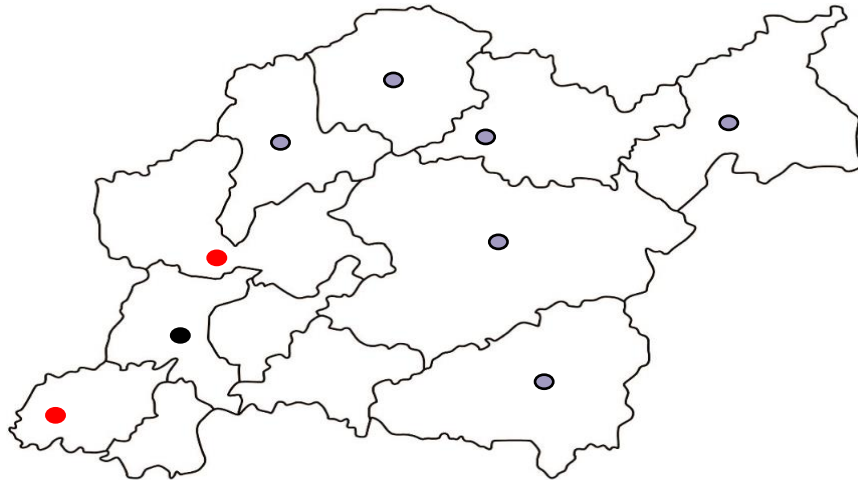
将来都市像とめざす姿の実現に向けて重点施策に特に注力



～H28 市民福祉部	H29～ 福祉部
総務課 ● 地域医療施策	総務監査課
	地域包括ケア企画課 ● 地域福祉計画、福祉部内の調整 ● 地域医療施策、在宅療養、医療と福祉の連携
地域福祉課 ● 地域福祉計画 ● 地域包括支援センター (+生活支援コーディネーター機能) ● 高齢者の虐待対応、措置権限、成年後見	福祉総合相談課 ● 総合相談・個別支援 (高齢・障がいの虐待対応、措置、生活困窮対応含む) ● 支え合いの地域づくり (+生活支援コーディネーター機能) ● 総合相談窓口の展開 ● 成年後見制度利用促進 ● 避難行動要支援者名簿、福祉避難所 ● 子どもの貧困に関すること (主に、学習支援と子ども食堂) ● 民生委員児童委員に関すること ● 社会福祉協議会の法人経営に関すること
	高齢福祉課 ● 地域包括支援センター
介護保険課	介護保険課
障がい福祉課 ● 障がい者の虐待対応、措置権限、成年後見	障がい福祉課
生活福祉課 ● 生活困窮者自立支援事業	生活福祉課
福祉医療課	福祉医療課
市民課等	市民部として分離

R5～ 福祉部	R6～ 福祉部
総務監査課	総務監査課 (R7～ やすらぎ福祉総務課)
地域包括ケア企画課	地域包括ケア企画課
福祉総合相談課 ● 総合相談・個別支援 (高齢・障がいの虐待対応、措置、生活困窮対応含む) ● 支え合いの地域づくり (+生活支援コーディネーター機能) ● 総合相談窓口の展開 ● 成年後見制度利用促進 ● 避難行動要支援者名簿、福祉避難所 ● 子どもの貧困に関すること (主に、学習支援と子ども食堂) ● 民生委員児童委員に関すること ● 社会福祉協議会の法人経営に関すること	よりそい支援課 ● 孤独孤立対策を含む誰一人取り残さない施策の総合調整 ● 総合相談・個別支援に関すること (高齢・障がいの虐待対応、措置、生活困窮対応含む) ● 支え合いの地域づくり (+生活支援コーディネーター機能) ● 総合相談窓口の運営に関すること ● 権利擁護・成年後見制度利用促進に関すること ● 避難行動要支援者名簿、福祉避難所に関すること ● 子どもの貧困に関すること (主に、学習支援と子ども食堂) ● 民生委員児童委員に関すること ● 社会福祉協議会の法人経営に関すること
高齢福祉課	高齢福祉課
介護保険課	介護保険課
障がい福祉課	障がい福祉課
生活福祉課	生活福祉課
福祉医療課	福祉医療課

平成30年度

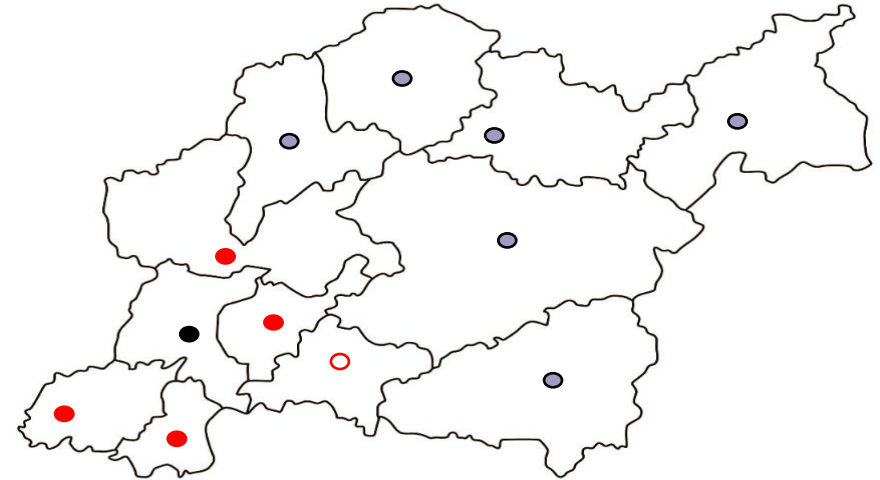


- 福祉センター1
- 社協支所6（足助、稲武、下山、藤岡、旭、小原）
- 社協出張所2（高岡、猿投）

健康と福祉の相談窓口 職員体制

社協	CSW（正規）2名、臨時職員1名
市	福祉総合相談課職員 2名常駐 +プラス 地域保健課（保健師）

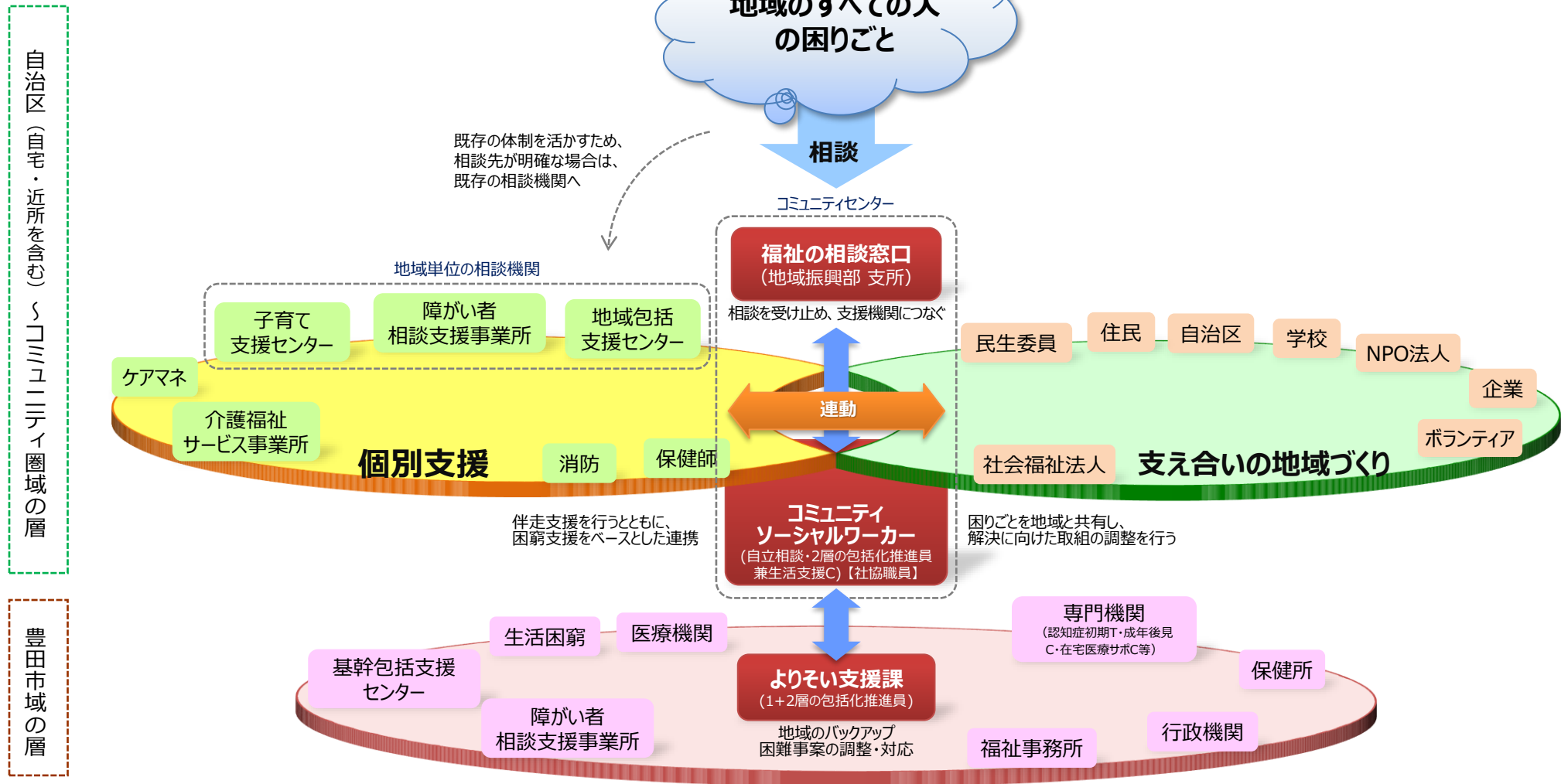
令和2年度



- 福祉センター1
- 社協支所6（足助、稲武、下山、藤岡、旭、小原）
- 社協出張所4（高岡、猿投、上郷、高橋・松平）

福祉の相談窓口（市・社協）職員体制

社協	CSW（正規）2名、臨時職員1名 ※高橋・松平出張所はCSW（正規）3名、 臨時職員1名
市	・旧市内の市支所地域振興担当へ1名ずつ増員。福祉の相談窓口担当として、初期相談を実施。 ・福祉総合相談課職員は本庁に集約。困難ケースや虐待ケースなどの対応や福祉の相談窓口のバックアップを実施。



- 2025（令和7）年12月22日、豊田市と関係13団体において、以下のねらいから共同宣言と協定締結を実施。
 - ・ 共同宣言：「目指す姿（地域共生社会）」の明確化
 - ・ 協定締結：「共働の進め方と内容」の共有
 - （1） 平時または災害時における重層的な支援の実施に関すること
 - （2） 認知症や障がいのある者、療養者、身寄りのない者等配慮が必要な豊田市民への権利擁護・意思決定支援の推進に関すること
 - （3） 地域共生社会の実現を目指す地域・民間・行政等による官民ネットワークの拡充を図ること

団体名	
一般社団法人 豊田加茂医師会	愛知県知的障害者福祉協会
豊田みよしウェルビーイングネットワーク	社会福祉連携推進法人となりの
豊田市介護サービス機関連絡協議会	トヨタ生活協同組合
あいち豊田農業協同組合	豊田市特別養護老人ホーム施設長協議会
愛知県弁護士会	豊田市シルバー人材センター
愛知県司法書士会	豊田市社会福祉協議会
豊田信用金庫	豊田市



豊田市における重層的支援体制について

地域共生社会を目指すための 重層的支援体制

豊田市の将来像 * 第9次豊田市総合計画

つながる つくる暮らし楽しむまち・とよた

関係性をこえる・ともにつくる
豊田市の地域共生社会

* ミライ実現戦略2030 取組目標②

これまでの関係性をこえて

一人ひとりの『安心な暮らし』『生きがい』『つながり合える地域』
をともにつくり 幸せを感じられる社会

豊田市民が必要とする
豊田市全体での一体的な関係性

* 包括的な支援体制の整備（社会福祉法第106条の3）

カジュアルな関係性
（地域や民間の活躍・支え合い）

フォーマルな関係性
（行政や関係機関による支援）

多様な関係性を選択でき 行き来しながら みんなが暮らしている

そのために豊田市で
ともに取り組むこと

* 一部に、重層的支援体制整備事業
（社会福祉法第106条の4）の活用

1・2・3を重ね合わせて推進する豊田市の共働体制＝『重層的支援体制』

1 地域づくりの推進

2 包括的な相談支援

3 参加・活躍の支援

重層的支援体制の中で取り組む 活動・支援の枠組み

2 包括的な相談支援

地域共生社会での関係性に『つなぐ』



3 社会参加支援・活躍支援

地域共生社会での関係性の中で
過ごし・働き・活躍し『つづける』



多機関協働事業者

連携による活動・支援のための
各所・各場面での『チームづくり』を行う立場

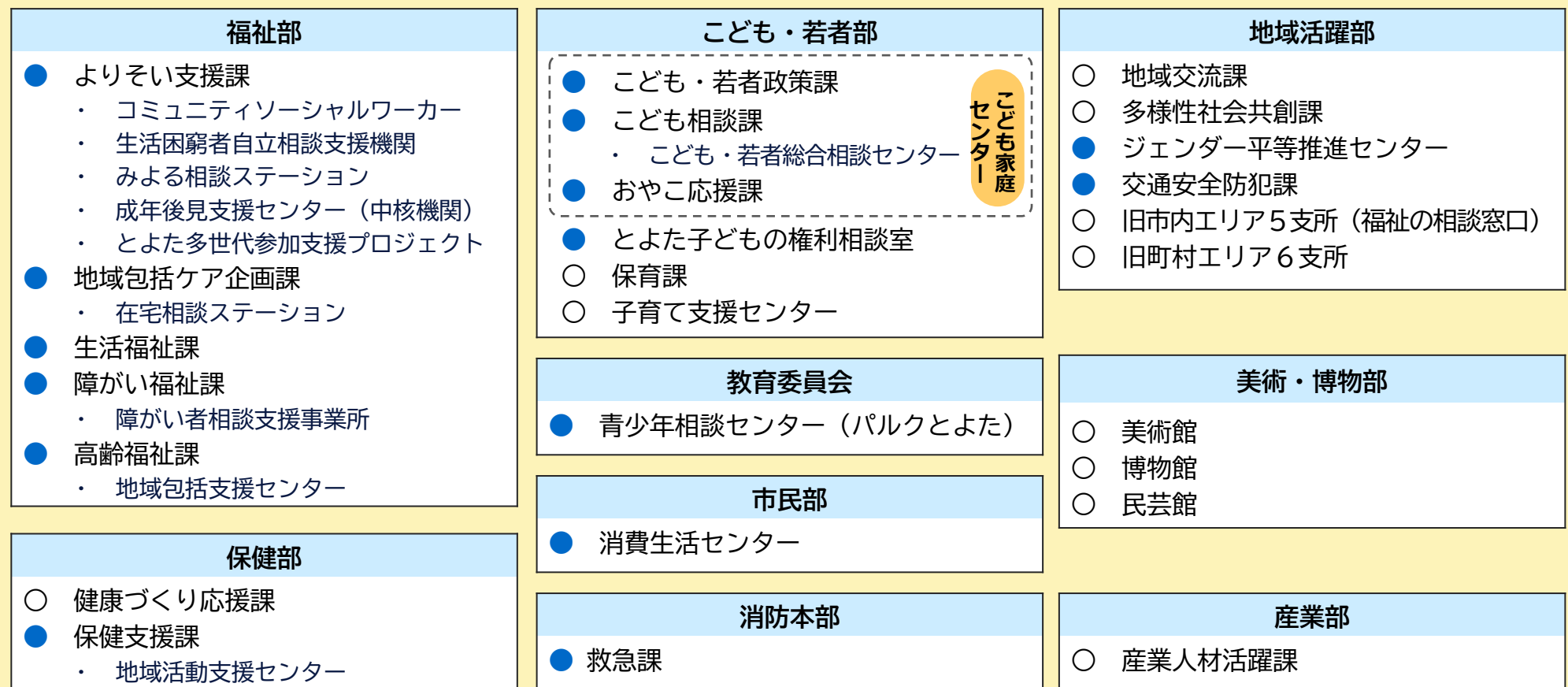
1 地域づくり推進

地域共生社会での関係性を『つくる』



多様な関係性を選択でき 行き来しながら
みんなが暮らしている

- 重層的支援体制とは、以下の三つの枠組みを重ね合わせ、多様な主体とともに一体的に展開する推進体制。
 - ① 地域づくりの推進：つながり合える多様な関係性をつくること
 - ② 包括的な相談支援：困り事を受け止め、社会とのつながり合いながら生活できるように支えること
 - ③ 参加・活躍の支援：一人ひとりが自分らしく社会に居続けられるように、参加や活躍を支えること
- 豊田市では、9部35所属（委託先を含む）が連携して、重層的支援体制を構築。



- …個別支援の円滑な連携を含む形で地域共生社会に向けた取組を推進する所属
- …参加支援や地域づくりの観点から地域共生社会に向けた取組を推進する所属

参考：重層に関する「ことば」の説明

● 地域づくり推進

- ・・・ 地域共生社会における「つながり」や「関係性」をつくる枠組み。

豊田市では、交付金5事業※の一体的推進を始め、コミュニティ、市民共働、こども・若者支援、労働、芸術、教育、多文化共生などを重ね合わせて取り組んでいます。

※ 地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター事業、地域子育て支援拠点事業、生活困窮者支援等のための地域づくり事業

<構成課（委託先※を含む）>

（福祉部）よりそい支援課、地域包括ケア企画課、生活福祉課、障がい福祉課、高齢福祉課

※ コミュニティソーシャルワーカー、生活困窮者自立相談支援機関、成年後見支援センター（中核機関）、みよる相談ステーション、障がい者相談支援事業所、地域包括支援センター

（地域活躍部）地域交流課、多様性社会共創課、各支所

（美術・博物部）美術館、博物館、民芸館

（こども・若者部）こども・若者政策課、こども相談課、保育課、子育て支援センター

※ こども・若者総合相談センター

（保健部）健康づくり応援課、保健支援課

※ 地域活動支援センター

（教育委員会）青少年相談センター

参考：重層に関する「ことば」の説明

● 包括的な相談支援

- ・・・ 市民の困り事を受け止め、制度による支援や希望を支えることを通じて、地域共生社会での多様な主体と「つながり合える」生活を支える枠組み。

豊田市では、交付金4事業※を始め、在宅療養、再犯防止支援、権利擁護支援、身寄りを頼ることのできない人への支援、生活保護、消費生活、DV対策・困難な問題を抱える女性支援、犯罪被害者支援、子どもの権利相談、若者支援、母子保健、ヤングケアラー支援、ひとり親家庭、保育、健康、精神保健福祉、消福医連携、スクールソーシャルワークなど、市民からの相談を受ける可能性のある部署が連携して実施しています。 ※ 地域包括支援センター事業、障がい者相談支援事業、利用者支援事業、生活困窮者自立相談支援事業

<構成課（委託先※を含む）>

（福祉部）よりそい支援課、地域包括ケア企画課、生活福祉課、障がい福祉課、高齢福祉課

※ コミュニティソーシャルワーカー、生活困窮者自立相談支援機関、成年後見支援センター（中核機関）、みよる相談ステーション、在宅相談ステーション、障がい者相談支援事業所、地域包括支援センター

（市民部）消費生活センター

（地域活躍部）ジェンダー平等推進センター、交通安全防犯課、旧市内5支所（福祉の相談窓口）

（こども・若者部）こども・若者政策課、子どもの権利相談室、こども相談課、おやこ応援課、保育課、子育て支援センター

※ こども・若者総合相談センター

（保健部）健康づくり応援課、保健支援課

※ 地域活動支援センター

（消防本部）（北）管理課

（教育委員会）青少年相談センター

参考：重層に関する「ことば」の説明

● 社会参加支援・活躍支援

- ・・・ 地域共生社会での多様な関係性の中で、自分らしく過ごし、働き、活躍し「つづける」ことを支える枠組み。

豊田市では、重層交付金内の参加支援事業に加え、働くことや地域活動の促進などを幅広く展開し、市民一人ひとりの社会参加と活躍の機会を広げています。

< 構成課（委託先※を含む） >

（福祉部）よりそい支援課、地域包括ケア企画課、生活福祉課、障がい福祉課、高齢福祉課

※ コミュニティソーシャルワーカー、生活困窮者自立相談支援機関、成年後見支援センター（中核機関）、みよる相談ステーション、とよた多世代参加支援プロジェクト、在宅相談ステーション、障がい者相談支援事業所、地域包括支援センター

（市民部）消費生活センター

（地域活躍部）ジェンダー平等推進センター

（こども・若者部）こども・若者政策課、こども相談課、保育課、子育て支援センター

※ こども・若者総合相談センター

（保健部）健康づくり応援課、保健支援課

※ 地域活動支援センター

（産業部）産業人材活躍課

（教育委員会）青少年相談センター

参考：重層に関する「ことば」の説明

● 多機関協働事業者

・・・ 連携による活動・支援を行うために、各所・各場面での『チームづくり』の推進を行う所属や機関。

<構成課（委託先※を含む）>

（福祉部）よりそい支援課、生活福祉課、障がい福祉課、高齢福祉課

※ コミュニティソーシャルワーカー、生活困窮者自立相談支援機関、成年後見支援センター（中核機関）、みよる相談ステーション
障がい者相談支援事業所、地域包括支援センター

（市民部）消費生活センター

（地域活躍部）ジェンダー平等推進センター、交通安全防犯課

（こども・若者部）こども・若者政策課、こども相談課

※ こども・若者総合相談センター

（保健部）保健支援課

（教育委員会）青少年相談センター

1 取組みの概要

- 豊田市では、地域共生社会の推進に向けて多様な福祉的課題に対応するため、3職種の複業人材（専門フェロー）を登用している。
- 勤務形態としては、月16時間を従事するものとし、原則月1回は登庁することになっている（その他は、リモートワーク）。

2 専門フェローの役割と活動実績

	福祉支援担当 再犯防止支援担当 	福祉ブランディング担当 	人材育成担当 
役割	● 福祉等の関係機関が行う支援に関する助言、支援の円滑化に向けた仕組みづくりへの助言など	● デザインの技法等を生かして、市民や企業等の地域共生社会に対する共感を生むための方策の提案など	● 福祉関係職員向けの研修体系の整理や育成計画づくりの企画など
活動実績	● 事例相談対応（専門性を有する第三者の視点から、支援ケースの進捗管理に対する助言・ケース会議等への参加） ● 体制整備相談対応（虐待対応フローの見直しなど） ● 把握した課題に即時対応するための勉強会の実施（R6：4回、R7：4回）	● 多機関が連携する重層的支援体制のコンセプトの設定 ● 上記コンセプト等をわかりやすく表現し、関係者に共有するための資料（コンセプトペーパー）の制作 ● 孤独孤立対策の職員行動指針を示すクレドの制作	● 地域共生社会を推進するための庁内研修体系整備に向けた提案 ● 縦割り意識を低減させるための研修企画・運営 ● 学生とまちとのフィールドワーク企画の助言

3 登用に関する効果・気づき

自身の技能の活用や社会課題への寄与に対する関心の高さへの気づき・PR

- ▶ 人材不足の中で、サイト等のビュー数：22,653件、応募者数：856件の実績。
- ▶ 社会課題に対し、行政の立場で自身の技能等を活用したいと考えるニーズが非常に大きいことを認識。

委託や助言者でない立場で行政内とともに働く民間人材の良さの導入

- ▶ フェローは、自ら課題を把握して研修の企画、資料作成など、民の良さを生かしたワークまでを行う。
- ▶ 行政内業務に、効果・効率的に公務員の立場以外のエッセンスが入る。

第三者・民間だからこそ縦割りを低減させるためのきっかけを提供

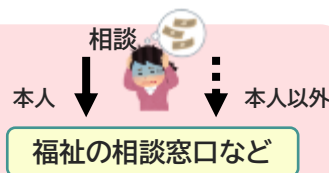
- ▶ 福祉の専門家から見解が伝えられる。デザインや人材育成といった横断的なテーマから意見を聞かれる。などの機会が増加。各課からこれまで出てなかった意見が確認されている。

豊田市における重層的支援体制整備事業等の実施について

- 重層的支援体制整備事業とは、住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）、②参加支援、③地域づくりを一体的に実施する事業である。
- 豊田市の特徴としては、大きく2点である。
 - ① 特定の所属・機関のみで、相談支援の3事業を実施するのではなく、多様な所属・機関が、これら事業の主体を担っていること。
 - ② 民間事業所等の任意の集まりとして、「とよた多世代参加支援プロジェクト」を設けて、既存で地域にはない新たな支援メニューを創出する取組を進めていること。

包括的相談支援事業

- ・ 自所属の対象ではない相談内容であっても、適切に聞き取り、対応できる支援機関につなぐ（消福連携・EM-PASSを含む）



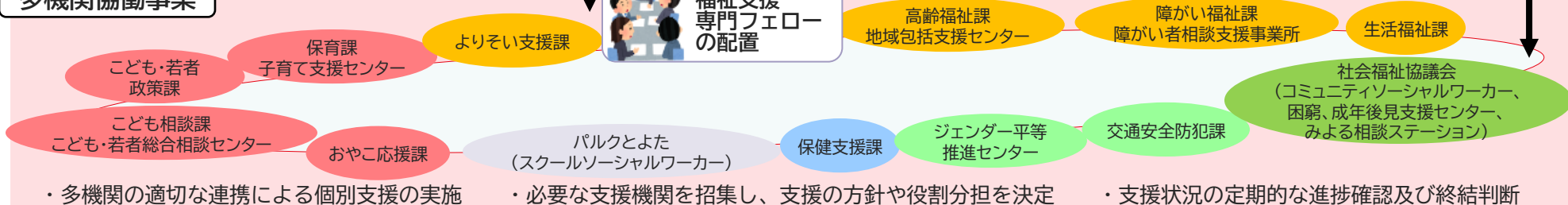
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

- ・ 同意のない対象者に対し、支援が行き届くように支援会議を経て情報収集や自宅訪問等を実施し、信頼関係を構築し支援同意を得る



支援会議

多機関協働事業



参加支援事業

既存の支援



- ・ 地域資源につなぎ、社会参加を促進（まずは有るものを活用）
- ・ 既存の支援がない場合、「とよた多世代参加支援プロジェクト」に依頼し、オーダーメイドの支援を創出する

支援策がない

オーダーメイド
支援の創出・提供

とよた多世代 参加支援プロジェクト

民間事業所等の任意の集まり
＜産業人材活躍課との連携＞

地域づくり事業

地域介護予防活動支援事業

生活支援体制整備事業

地域活動支援センター事業

地域子育て支援拠点事業

生活困窮者支援等のための地域づくり事業

- ・ 世代や属性を超えた住民同士の多様な場の整備及びコーディネート
- ・ 社協C SWが中心となり、各事業実施者と意見交換し5事業の参加者交流等を図る

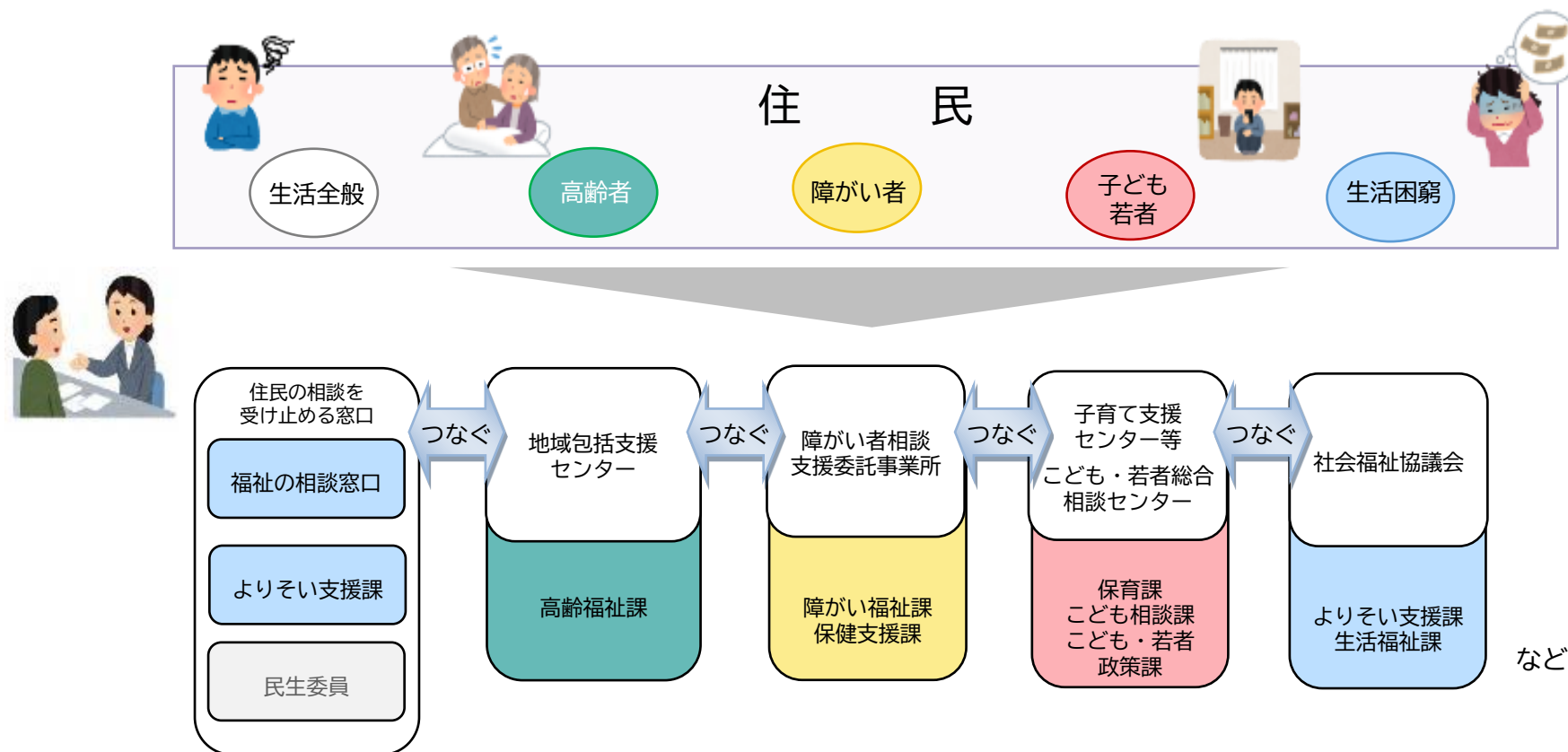
孤独・孤立の予防の観点も含めた「つながり合い」を創出する地域づくり（地域交流課・支所、多様性社会共創課、健康づくり応援課、美術・博物館など）

【基本事項】

- 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める。
- 支援機関のネットワークで対応する。
- 複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ。

【対応方針】

- 相談を担う機関（地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、こども相談課、子育て支援センター等、社会福祉協議会等）において、これまで同様に、主たる支援対象者以外からの相談であっても、しっかり受け止め、適切に支援機関へつなぐ。
- 主たる支援対象者以外の相談も受け止め、適切に支援機関へつなぐため、自分野以外の支援についても広く学ぶ機会を創出する。

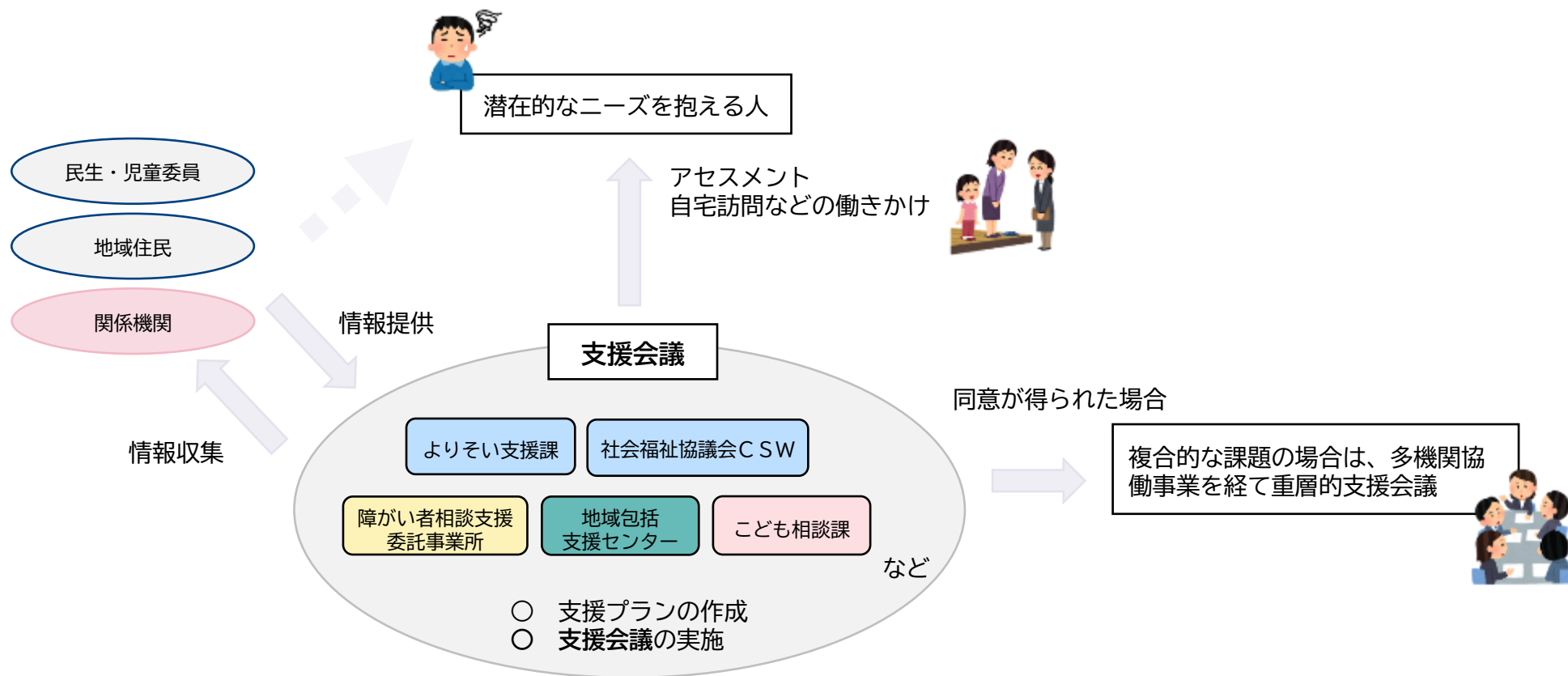


【基本事項】

- 支援を必要とする人を早期に発見するために、関係機関とのネットワークから相談者を発見する。
- 支援を必要とする人に支援を届けるために、自宅訪問などの支援を行う（本人との関係づくり）。

【対応方針】

- 関係機関や地域から情報が入った場合、支援機関は情報収集及びアセスメントを実施し、対象者を訪問するなど受け身ではなく、アウトリーチによる積極的な行動を取る。
- 特に、高齢者は地域包括支援センター、障がい者は障がい者相談支援事業所、こどもはこども相談課、生活困窮は社協C SW、全体のフォローをよりそい支援課というように対象別で主体となるアウトリーチ機能を持つ機関を確保する。

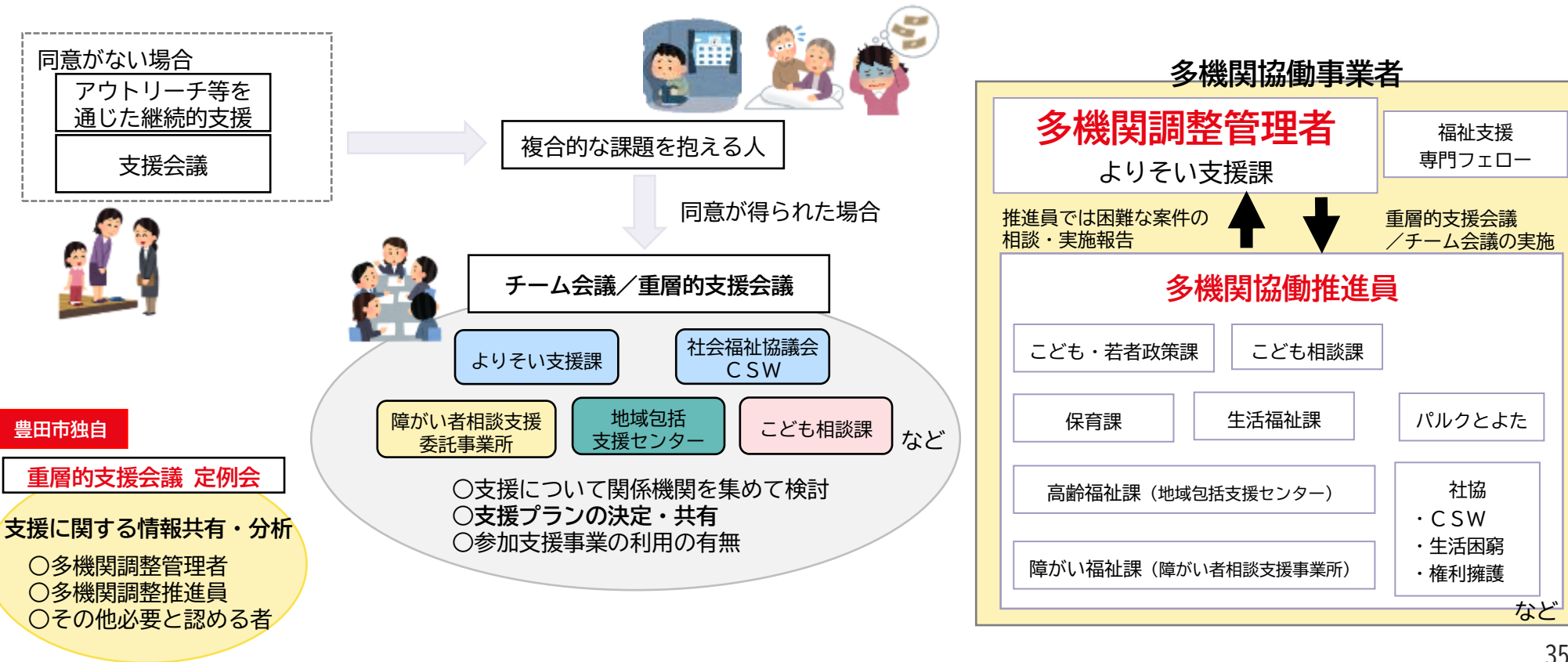


【基本事項】

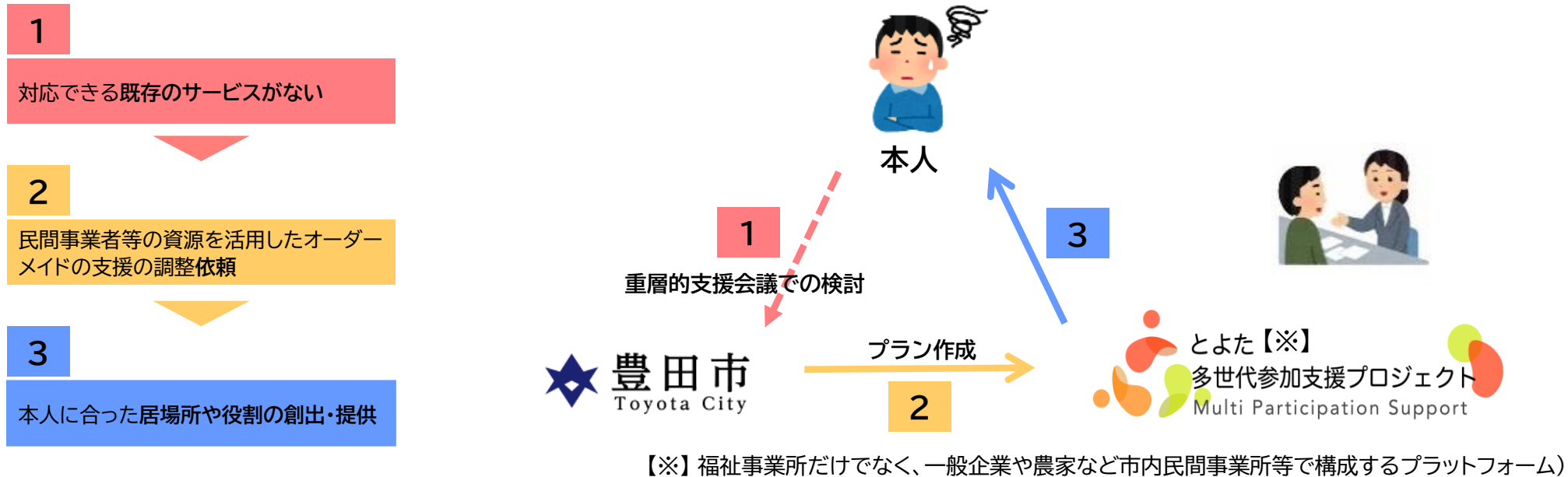
- 複合的な課題を有しており、支援関係機関による役割分担や支援の方向性を整理する役割。
- 重層的支援体制整備事業の中核を担う事業。

【対応方針】

- よりそい支援課に加え、生活福祉課、障がい福祉課、高齢福祉課、ジェンダー平等推進センター、交通安全防犯課、こども・若者政策課、こども相談課、おやこ応援課、保健支援課、青少年相談センター（パークとよた）の計11者（各所管の委託先を含む）が役割を担い、それぞれが支援機関を巻き込んだ支援を実施できるようにする。
- 各課（委託先を含む）を多機関調整推進員にする。よりそい支援課は多機関調整管理者とし、多機関協働事業者の相談先やとりまとめを行う。



- 豊田市では、公的サービスやつながる社会資源がない場合に、本人に合った居場所を新たに創出したり、本人が落ち着いた環境で役割や自己肯定感を認識できるような社会参加に向けた支援を推進するため、官民連携プラットフォームを構築している。



1

- 小学校3年生から不登校状態の16歳。
- 母親と共依存関係にあることから、離れて、本人が他者と過ごし、コミュニケーションを取ったり、自分らしさや役割を感じる時間が必要であった。
- しかし、見合うような福祉サービスは存在しない。

2

- とよた多世代参加支援プロジェクトに、支援を依頼。
- プロジェクトの会員が少しずつ資源を提供。カフェは、お店の裏の作業スペースを提供。和菓子屋が化粧箱折りの作業を提供。ボランティアも別に調整。

3

- ボランティアとゆっくり過ごす時間を確保。
- 作業を通じて、和菓子屋に貢献し、肯定感を認識。
- 他者との関りを持て、受診等も可能となった。



組織づくりで、仕組みづくりをスタートさせる

2021年3月

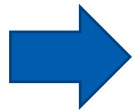
「とよた多世代参加支援プロジェクト」設立。

P-BASEが発起人となり、地域共生社会の実現にむけて、民間福祉事業所の横連携で「新しい取り組みのカタチ」を生み出すことに共感した事業所等による会員組織。



令和3年3月キックオフ会議

公的サービスでは対応しきれないニーズに対応する**サービスを創出・提供**することで、高齢、障がい、子ども、生活困窮等の様々な課題を抱える人が安心して暮らすことができる地域共生社会の推進を目的としてスタート。



2021年5月から
豊田市における重層的支援体制整備事業の

参加支援事業の一部を担うこととなる



★団体構成（令和8年4月時点）

市内法人又は事業所等 1 2 2



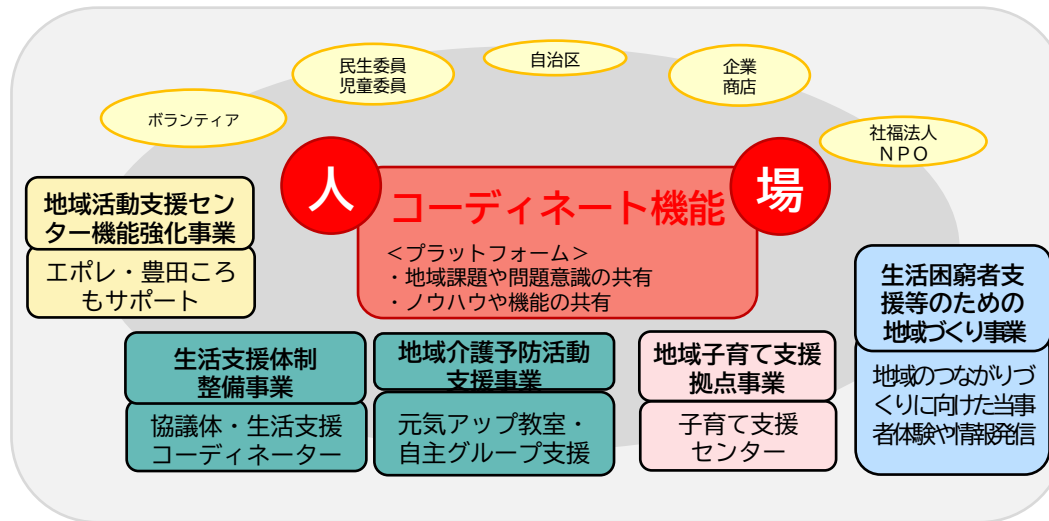
分野	割合	具体的な事業
高齢者関係	13.1%	特養、認知症デイ、リハデイ等
障がい者関係	29.5%	生活介護、就労A/B型、自立生活センター等
こども関係	12.2%	放デイ、通信学校、企業主導型保育園、プレーパーク等
社会福祉協議会	10.7%	各支所、出張所
その他 （企業 ・個人事業主 ・市民団体）	34.5%	個人事業主（農業）、生花店、学生団体、フリースペース、便利屋、部品製造会社、コミュニティ電力、キャンプ場、大学ゼミ、外国人支援市民団体、デザイン会社、清掃業、仏壇屋、飲食店、ビジネスホテル、ひきこもり支援団体、通信制高校等

【基本事項】

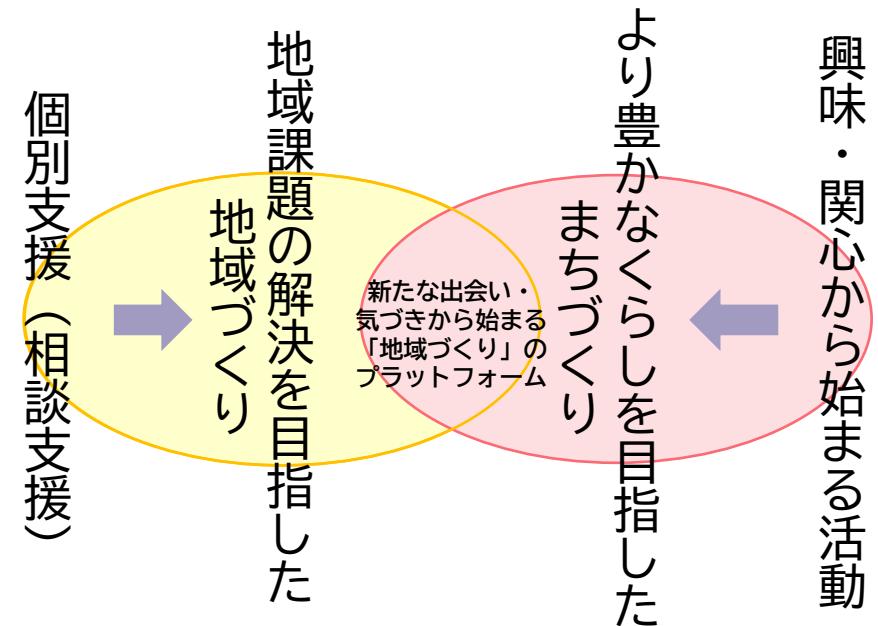
- 世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備する。【多様な「場」づくり】
- 「人と人」「人と居場所」などをつなぎ合わせる。【つなぎ・コーディネート機能】
- 5事業（介護2つ、障がい、子ども、困窮）を全て実施することが規定されている。

【対応方針】

- 既存事業については、継続して事業実施していく。
- 社協C S Wを主導に、各事業実施者の困りごと解消や事業改善などを図り、各事業の一体化を目指す。
- 参加支援事業で結び付けることができる地域資源のひとつとなるよう地域力の育成を意識する。



R6より孤独・孤立の予防の観点も含めて、「つながり合い」の創出を進めるため、関係課の新規参加（地域支援課、市民活躍支援課、美術・博物館）





↑A型事業所で行う多世代交流食堂



↑お寺で行う居場所づくり



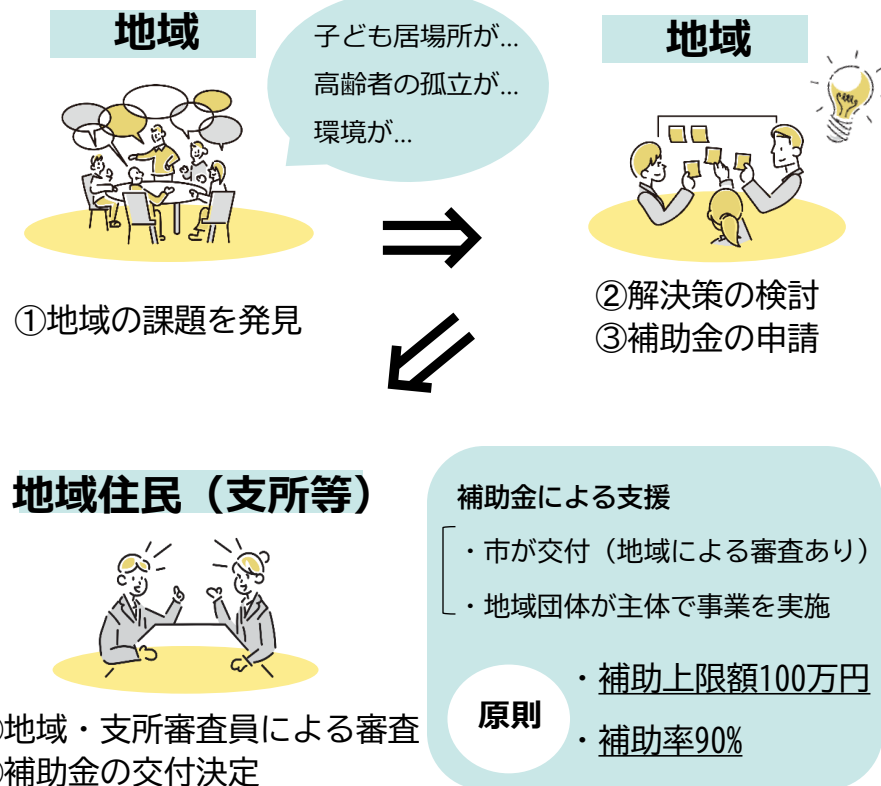
↑地域カフェの立ち上げ支援



↑B型事業所とデイサービスの花壇でさつまいも作り
その後、芋きんとんを作って、一緒に食べる

- わくわく事業は、住みよい地域づくりのため、地域資源（人材・文化・自然など）を活用して、「地域課題の解決」や「地域の活性化」に取り組んでいる団体の活動を応援する制度である。
- 様々な地域の課題に対して、地域住民が自ら考えて実行するきっかけづくりの仕組みである。地域による公開審査会を実施し、市長が補助額等を決定する。
- 豊田市では現在、300を超える団体が住みよい地域づくりのために活動しており、①保健福祉 ②伝統文化 ③防災防犯 ④環境保全 ⑤子どもの育成 ⑥産業振興 などの活動をしている。

住民が主体となって地域の課題を解決！



～わくわく事業の活動例～



彼岸花の整備活動



親子の性教育講座



環境整備活動



子どもの居場所づくり



地域活性化事業



お助け隊活動

【申請件数】

年度	R4	R5	R6	R7
件数	268	313	313	322

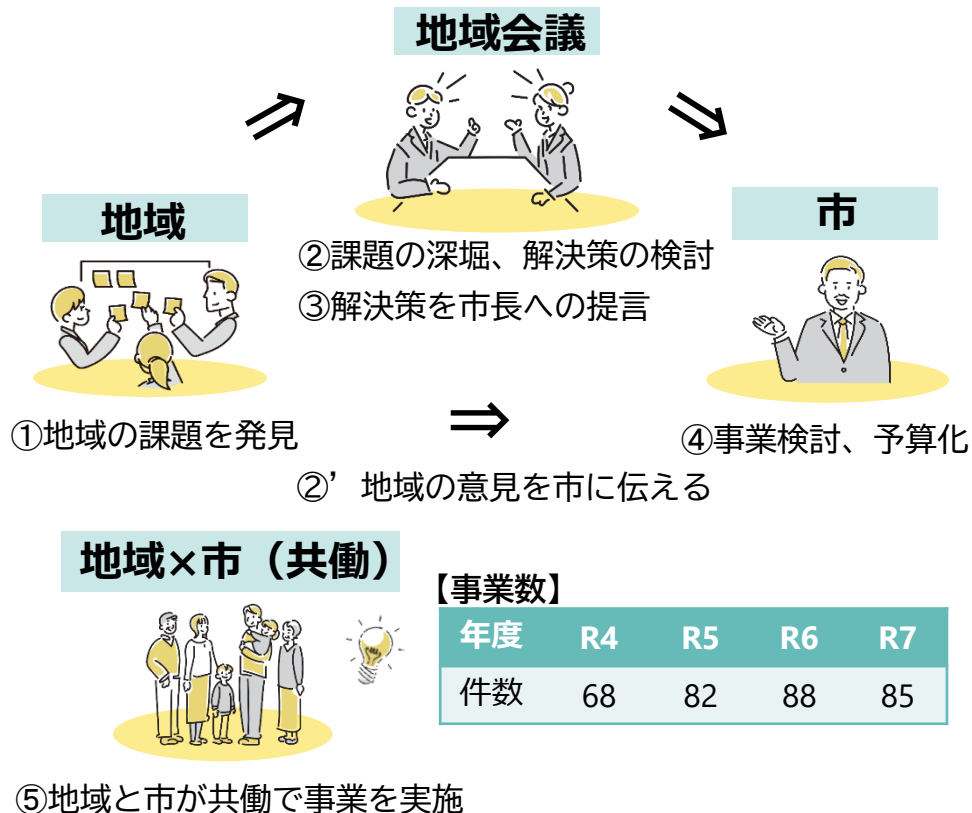
活動内容は多種多様！

住みよい地域づくりのために、
住民の方が活動されています！



- 地域課題解決事業は、住みやすい地域づくりのために、地域の声を的確に市の事業に反映させ、地域課題を解決するための仕組みである。
- 豊田市では、全28中学校区に「地域会議」を設置し、地域の声を集約し、中期的な課題の深堀や解決に向けて協議を行っている。
- 地域課題解決事業で取扱う事業は、地域課題の解決や地域の活性化に資する事業で、事業の実施にあたっては原則、地域会議（中学校区）エリアにおいて、地域と行政との役割分担に基づき、共働で取り組むことを基本としている。
 - ① 地域会議からの提言による事業：地域会議が地域課題を集約し、作成した提言に基づく事業
 - ② 支所提案事業：支所が地域課題を集約し、提案する事業

地域の課題を事業化し、市と地域の共働で解決！



～地域課題解決事業の活動例～

都市部



防災対策、交通安全、防犯対策等



浄水の避難所訓練の防災ゲーム体験



豊南の交通安全教室

山村部



定住対策、高齢福祉、観光交流等



旭木の駅プロジェクトの出荷作業

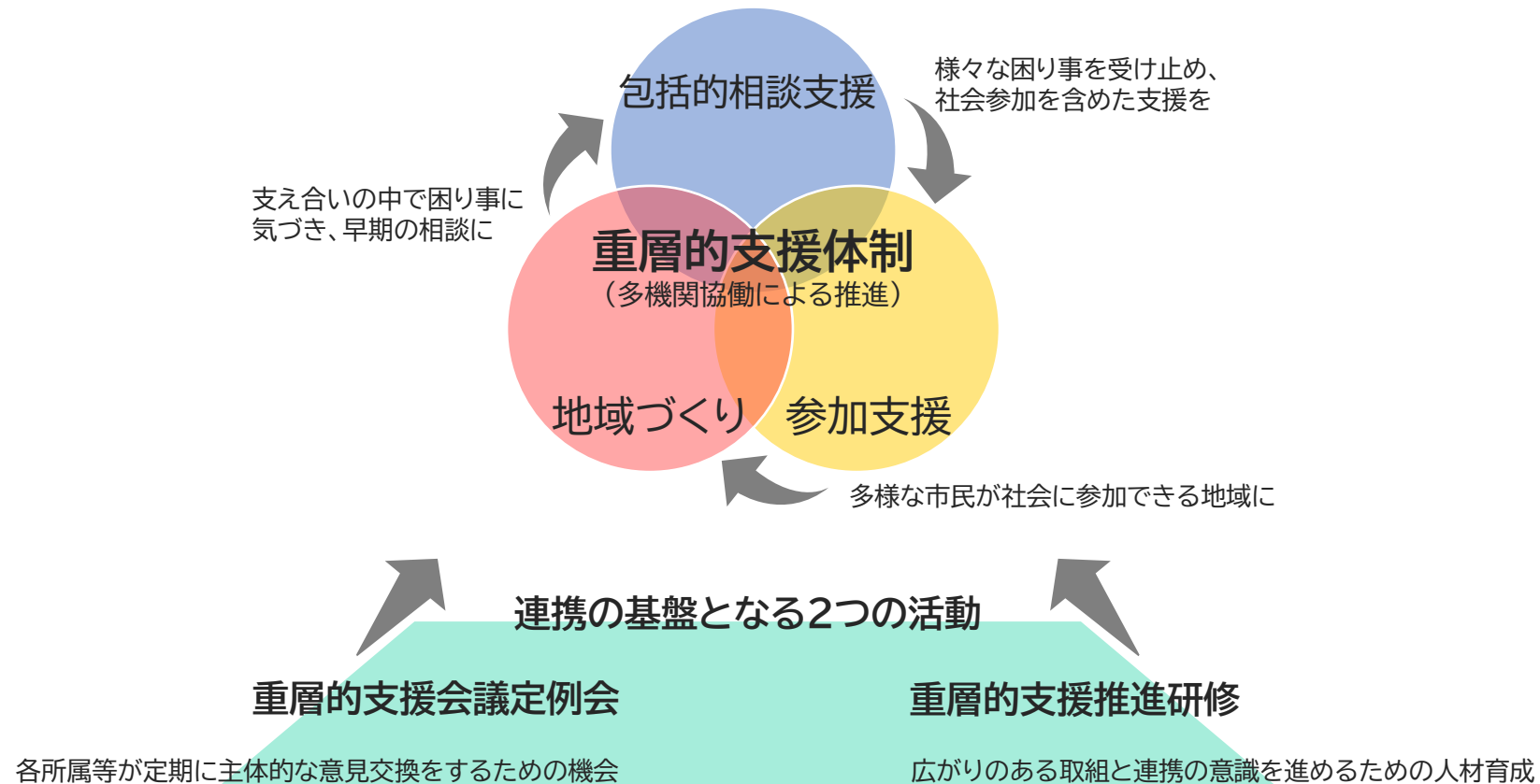


しもやま魅力発見事業

豊田市における重層的支援体制の基盤づくりについて

○ 豊田市の重層的支援体制では、各所属及び関係機関等の連携により地域共生社会に向けた取組を推進するため、以下の2点を重要な基盤活動と位置付けている。

- ① 各所属等が定期的に主体的な意見交換・対話をするための機会として 「重層的支援会議定例会」の実施
- ② 広がりのある取組と連携の意識を進めるための学び合いの機会として「重層的支援推進研修」の開催



豊田市重層的支援体制の構成員：各課（委託先を含む）

【趣旨】 ①個別支援の円滑化 ②社会資源の把握と開発 ③地域づくりの推進

【定例会全体会】

重層的支援全般について情報交換、多機関協働のあり方、役割分担、人材育成、評価活動等について検討

連携相談と情報提供 → 各部局で施策展開（仕組みでの対応・制度やルールの見直し）へ

【チーム定例会】

支援円滑化チーム

- 具体的な事例を通じた情報共有・課題共有
- 多機関協働による支援をスムーズにする取組の企画

地域づくり推進チーム

- 地域資源の情報共有
- 支え合いの地域づくりやつながり創出に関する取組の企画

【チーム会議】

条件：本人からの支援同意あり

対象	複雑化・複合化した課題を抱える市民
趣旨	多機関協働による支援の円滑な実施
主な役割	関係機関の情報共有、支援方針の検討、役割分担等
備考	・既存会議の充て込みが可能 ・多機関協働事業者（各課等）が、必要に応じ構成員以外にも参加を要請

【支援会議】

条件：本人からの支援同意なし（拒否・連絡困難等）

対象	複雑化・複合化した課題を抱えている（おそれのある）市民
趣旨	本来支援が必要な市民に支援を適切・早期につなげる
主な役割	関係機関の情報共有、支援につなげるための対応検討、役割分担等
備考	・多機関協働事業者（各課等）が、必要に応じ構成員以外にも参加を要請

方針・全体

実践・個別

- 重層的支援定例会では、①情報提供、②事例紹介、③連携相談の枠組みで、定期的な意見交換等を進めてきた。
- 令和8年度の「連携相談」では、第9次豊田市総合計画の取組目標と重層関係所属等からの意見を踏まえ、2つの通年テーマを設定※する。

※ より効果的に推進する趣旨からの通年テーマ設定であり、例年通り関係所属等からの持ち込みテーマは随時意見交換等を行う。

豊田市重層的支援定例会の枠組み

- ①情報提供 … 参加所属などから、幅広く情報提供してもらう。→部長会議や幹部会等では把握しきれない各所属等の動きを共有。
- ②事例紹介 … 参加所属から、実際にあった事例を共有してもらう。→現場感を得る+各自が支援への主体的な関わり方を意見交換。
- ③連携相談 … 参加所属から、他所属と連携を相談したいテーマを提出してもらい意見交換。→多様な立場からの意見がもらえる。

第9次豊田市総合計画の取組目標

- ① こどもが多様な生き方・暮らし方を選択できる
- ② 誰もがつながり合いの中で安心して自分らしく暮らすことができる

重層関係所属等からの意見

- ① 次年度、こども部組織編成に関する情報提供や、それに関するテーマについて考えられると良い。体制の住み分け等は情報提供を行い、意見がもらえると良いのでは。
- ② 子どもの居場所に関しては、他課を巻き込んで在り方を考えられると良い。他課や社協等とワーキングができたらいいいと思っている。子どもは学校等の所属があるが、所属がない人はどうしたらいいか。居場所があると良い。

- ① 重層的支援定例会での意見
- ② どうだん？ヒアリングでの意見
- ③ 支援円滑化定例会（R6.12.26開催）で提示した「意見交換等から確認できた体制の見直しの効果など」
- ④ 関係部長協議（R7.1.28実施）

テーマ1：重層の仕組みと連動した『切れ目のない支援』

テーマ2：重層の仕組みを活用した『居場所づくり』

令和8年度も引き続き重層を活用した「居場所づくり」について検討を行う。

居場所の「見える化」

分野・属性を一元化した居場所マップの共同作成に向けて、「居場所の見える化」ワーキングを実施。定例会の場で進捗状況を報告。

居場所を「みがく」

令和7年度からの取組みを継続しつつ、令和8年度でも新たにコラボできることはないか、定例会やどうだん懇談を活用しながら検討。

居場所に「つなぐ」

令和7年度に出た意見を踏まえ、市民が居場所につながるためには、具体的にどのようなことができるのか、定例会の場での更なる検討を実施。



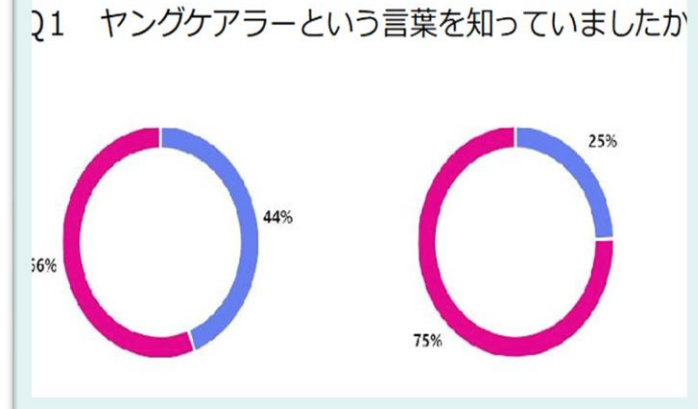
豊田市重層的支援会議設置要綱

(趣旨)
第1条 この要綱は、豊田市重層的支援会議の設置及び構成並びに運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)
第2条 社会福祉法第106条の4第2項第5号及び第6号に規定される事業(以下「多機関協働事業等」という。)により、複雑化・複合化した困りごとを抱えた市民の個別支援を円滑に実施するため、豊田市重層的支援会議(以下「本会議」という。)を置く。

2 本会議は、次に掲げる会議体を兼ねて実施することができるものとする。
この場合、各会議体の根拠法の規定に則り適切な運営がなされるように留意する。

(1) 孤独・孤立対策推進法第15条第1項に規定される孤独・孤立対策地域協議会
(2) 生活保護法第27条の3第1項に規定される調整会議
(3) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第15条第1項に規定される支援調整会議(個別ケース検討会議)



つながりミライプロジェクト × 重層チーム
第9次豊田市総合計画との連携

生活福祉課、ジェンダー平等推進センター × 重層事務局
重層各種要綱と連動した会議体の設置

こども相談課 × 重層チーム
ヤングケアラーの支援フローの検討

連携相談 (4)グループ

青少年センターの事業とかでくはる??
でも、ここに来るとは大丈夫どう……?
親戚とか
周りが来るとはPRか……?
事例があるというではないか
このお世話をどうとか

色んな課のHPや
来月ハガキにQRや写真にアップ

児童扶養手当現況届に合わせて
相談会を開催します

要予約
予約締切
3営業日前

■内容
(1) 豊田市社会福祉協議会による生活費や家計のやりくりなどお金に関する悩み相談
(2) 弁護士による法律に関する相談

■開催日時
8月8日(金)、8月27日(水)
① 9時～ ② 10時～ ③ 11時～
④ 13時～ ⑤ 14時～ ⑥ 15時～

ZZIAI
×
豊田市
Toyota City

消費生活センター × 重層チーム
消費者トラブル未然防止にかかる啓発

おやこ応援課 × 社会福祉協議会
児童扶養手当相談会

孤独孤立 × 重層チーム
AIチャット相談の検討

主な対象		合同研修	テーマ・階層別研修	分野別研修
※ただし定員等の都合の範囲内で、どの研修も参加可能				
委託先職員対象 市職員対象	重層管理職向け	合同研修	R7年度～ 新規 重層管理職向け研修	共有 オンデマンド化 既存研修（こども） 既存研修（困窮） 既存研修（障がい） 既存研修（高齢） 既存研修（その他）
	重層担当長・担当者向け		R7年度～ 新規 重層担当長・担当者向け研修	
	市職員向け		市職員向け研修	
	相談関係職員向け		相談支援研修 R7年度～ 新規 参加支援研修	
	地域づくり関係職員向け		R7年度～ 新規 地域づくり研修	

※ 関心や課題感などから、職員が自らが主体的に必要な研修を選択し受講する。

豊田市の考える「重層的」とは・・・

- ①対象者自身や世帯の困りごとがたくさんある『対象者の重層』
- ②相談から支援の実施までの『支援手段の重層』
- ③支援機関の重なりによって支援する『支援機関の重層』

- 複合・複雑化した困りごとを抱えていることが制度の前提にあるため、対象者の状態を多角的にとらえる。

「高齢者のことだけ、障がい者のことだけ、子どものことだけ」しか対応しないではない

- 「相談を受け、必要な場合はアウトリーチを実施して同意を得て、必要な支援機関により協議し、支援を実施する」という一連の流れ（事業）により支援を行う認識を持つ。

「私たちは相談機能です」「私たちは居場所づくりの機能です」など部分的な考えではない

- 対象者自身が複雑な困りごとを抱えていることから、様々な支援機関が協力し合う連携体制のもとに支援を行う。

全てを備えた万能な支援機関はないため、足りない（できない）部分は他機関と役割分担

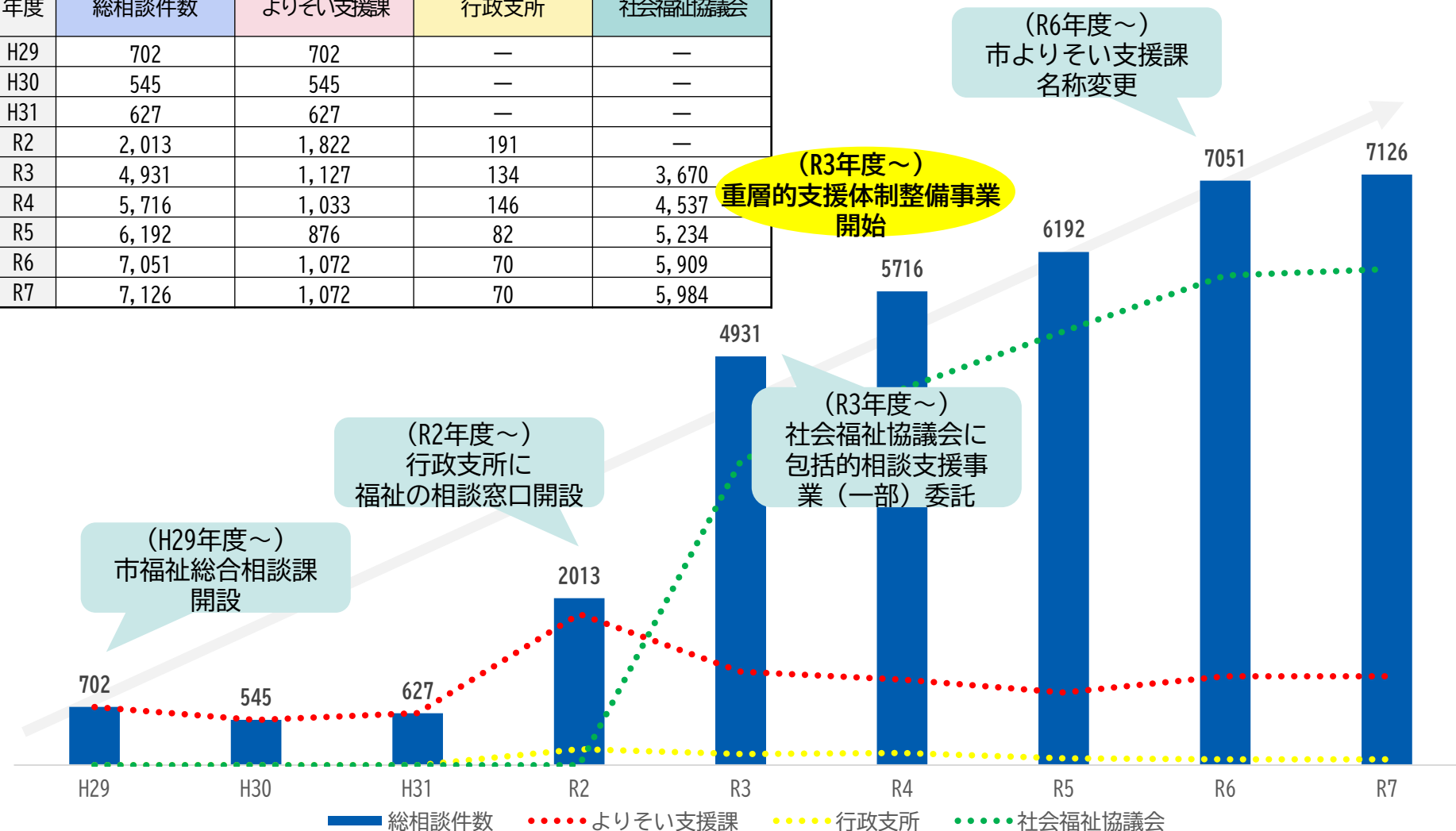
豊田市における重層的支援体制整備事業の実績について

取組	令和7年度	主な内容
包括的相談支援	7, 126件	多様な困りごとの相談件数 ※ よりよい支障課 + 行政所 + 社会福祉協議会 分
地域づくり	209件	地域づくりに関する取組の支援をした件数 ※ 豊田市社会福祉協議会（CSW）生活支援コーディネート 分
参加支援	262件	参加支援事業に関する相談受付件数 ※ 豊田市社会福祉協議会（CSW） + 一般社団法人ダイバーシティスタイル 分

連携の基盤となる活動		回数	主な内容
重層的支援会議定例会	重層的支援会議定例会（全体会）	年3回	支援円滑化チーム、地域づくり推進チーム等の動きを管理職級に報告・共有する場です。管理職級職員は報告を受け、自所属としての重層への関わり、所属目標等を検討します。
	重層的支援会議定例会（支援円滑化チーム）	年4回	重層の仕組みと連動した『こども支援を起点とした切れ目のない支援』等について意見交換をする場です。支援が切れ目なく、円滑な連携を目指し、課題の共有や仕組みづくりの検討しています。
	重層的支援会議定例会（地域づくり推進チーム）	年4回	地域づくりを主とする、重層の仕組みを活用した『居場所づくり』等について意見交換をする場です。こどもの居場所を起点とし、様々な対象者にとっての居場所づくりについて課題の共有や仕組みづくりを検討しています。
重層的支援推進研修		随時	広がりのある取組と連携の意識を進めるための人材育成を目的に研修を実施しています。重層事務局が開催するものもあれば、各課が開催するものもあります。
その他	どうだん懇談	年3回	各所属等⇄重層事務局とのざっくばらんな意見交換の場。進捗や連携希望等の確認をします。ここでのアイデアが新たな取組等のきっかけになることもあります。

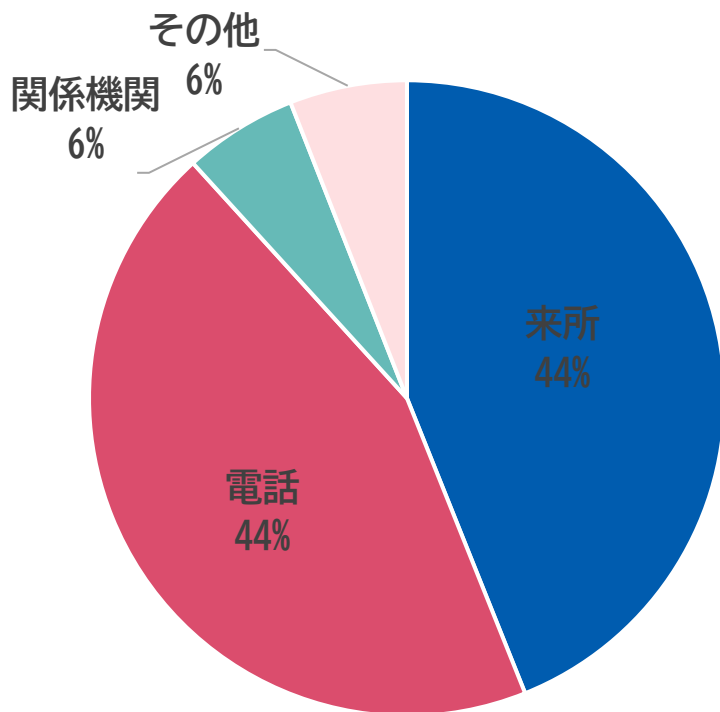
- 平成29年度に福祉総合相談課で丸ごとの相談を開始し、令和2年度からは行政支所に相談窓口を開設。令和3年度から重層的体制整備事業開始に伴い社会福祉協議会に包括的相談支援事業（一部）を委託。
- 8年間で相談件数は増加傾向にある。（令和2年度からはコロナ感染拡大により特に相談件数が増加）

年度	総相談件数	よりそい支援課	行政支所	社会福祉協議会
H29	702	702	—	—
H30	545	545	—	—
H31	627	627	—	—
R2	2,013	1,822	191	—
R3	4,931	1,127	134	3,670
R4	5,716	1,033	146	4,537
R5	6,192	876	82	5,234
R6	7,051	1,072	70	5,909
R7	7,126	1,072	70	5,984

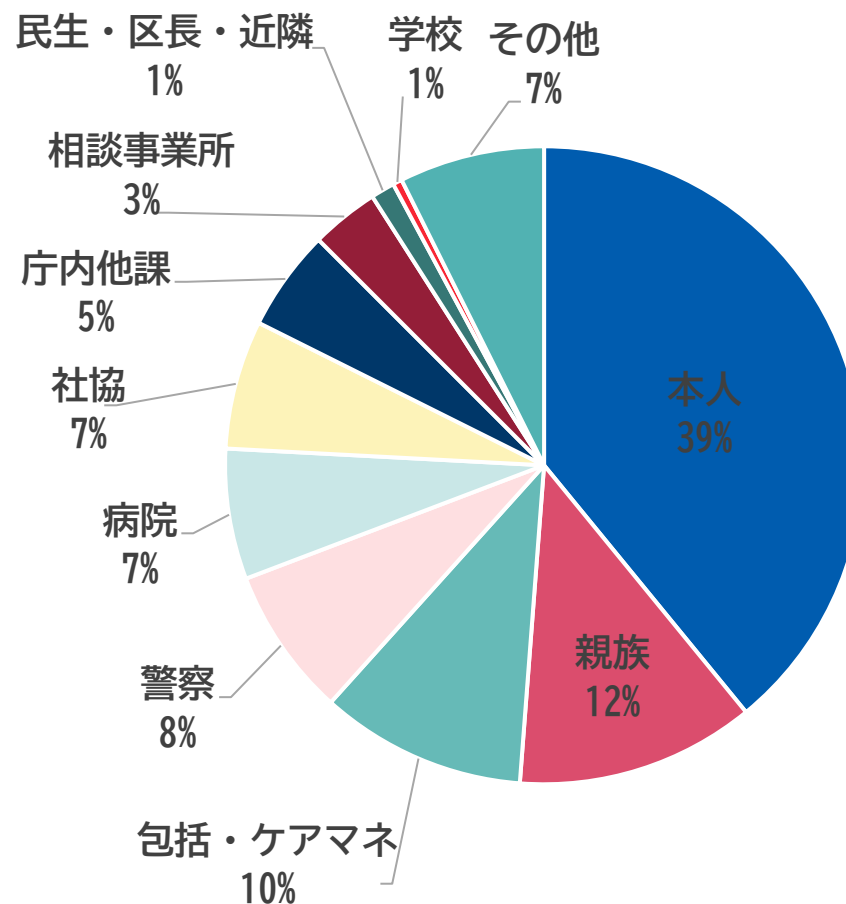


- 相談方法は、来所と電話が約半数を占めている。
- 相談者属性ごとにみると、本人からの相談が約4割、親族からの相談が約1割、包括・社協・相談事業所・警察院等の関係機関からの相談が約4割となっている。

1 相談方法

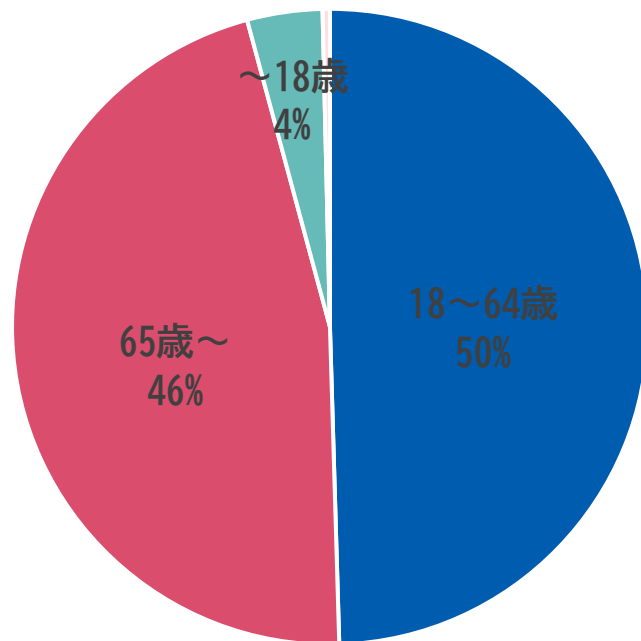


2 相談者属性

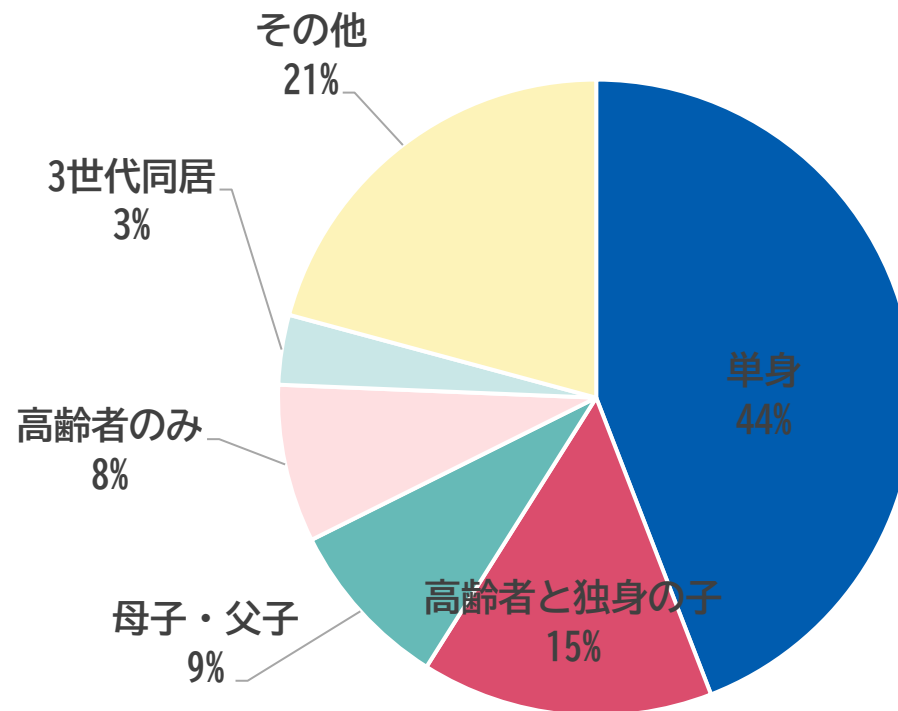


- 相談対象者の年代別は、18～64歳が約半数、65歳以上の高齢者が約4割程度となっている。
- 世帯構成は、単身が約4割、高齢者と独身の子世帯が1.5割等となっている。

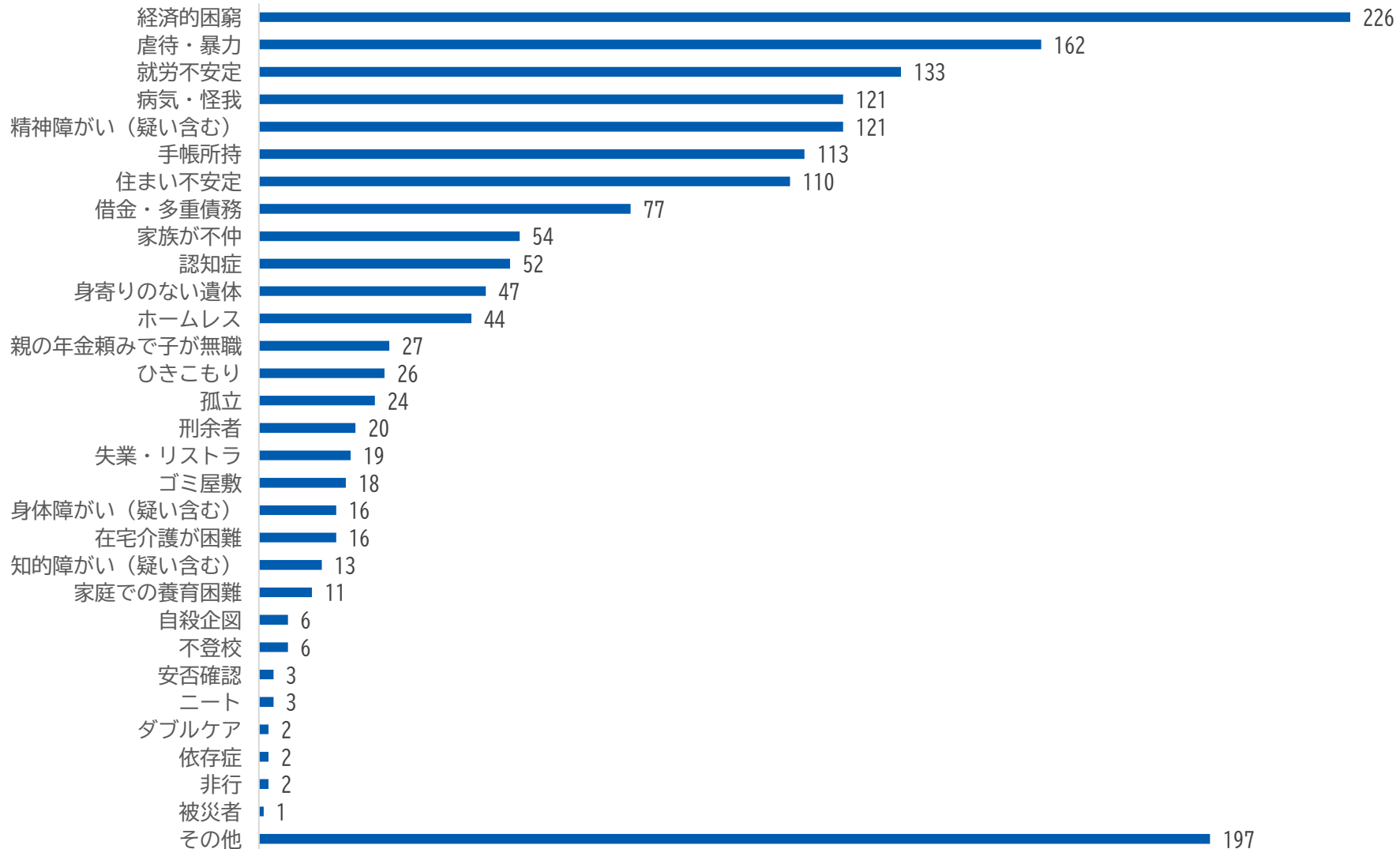
3 対象年別



4 世帯構成



○ 相談内容は、「経済的困窮」が最も多く、「虐待・暴力」、「就労不安定」、「病気・怪我」の順に多くなっている。



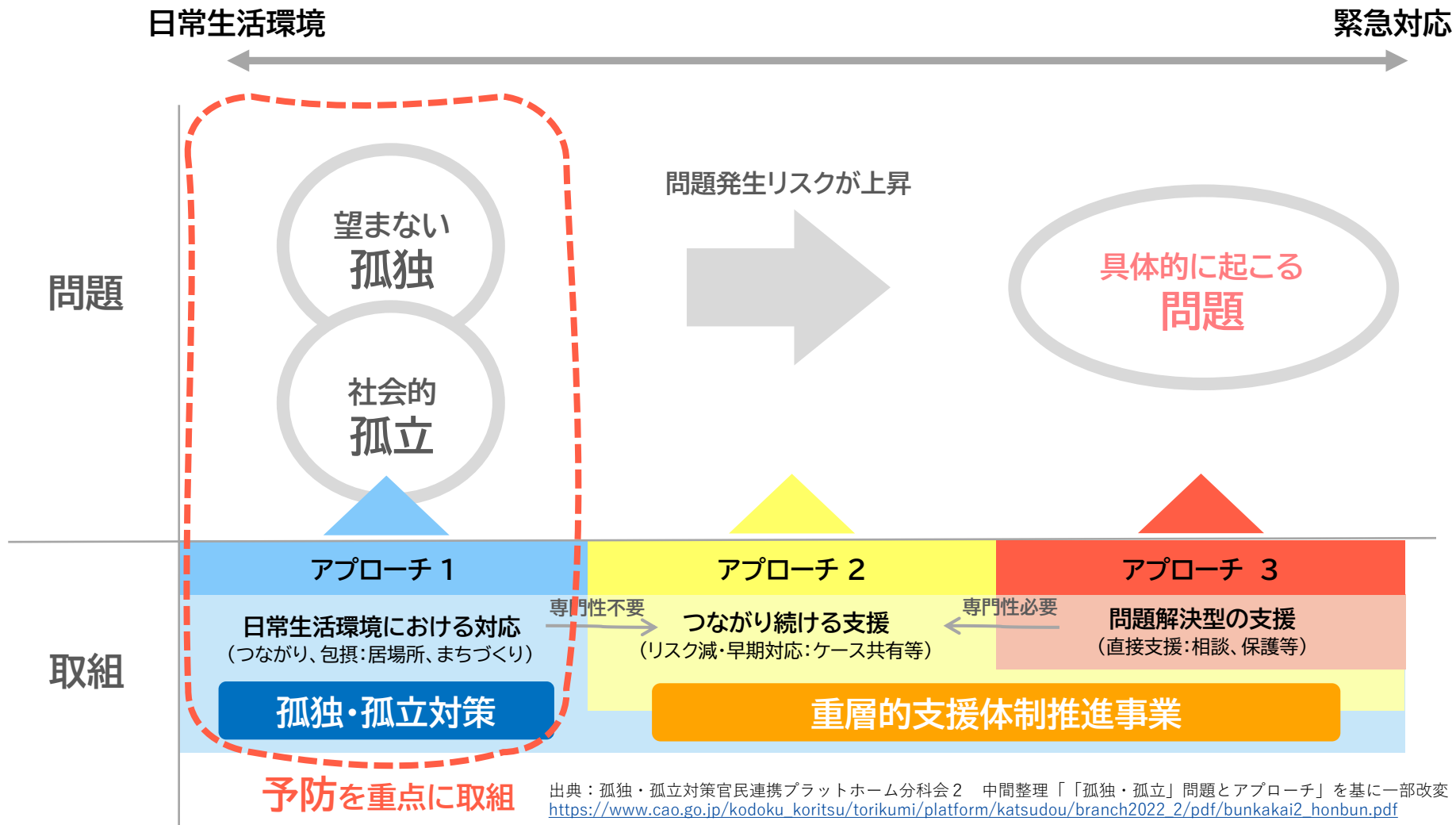
- 令和3年度から重層的支援体制整備事業を実施。
- 令和7年度から国への実績報告内容に合わせて算定方法を変更したため、以前との単純比較は不可。

【実績推移】

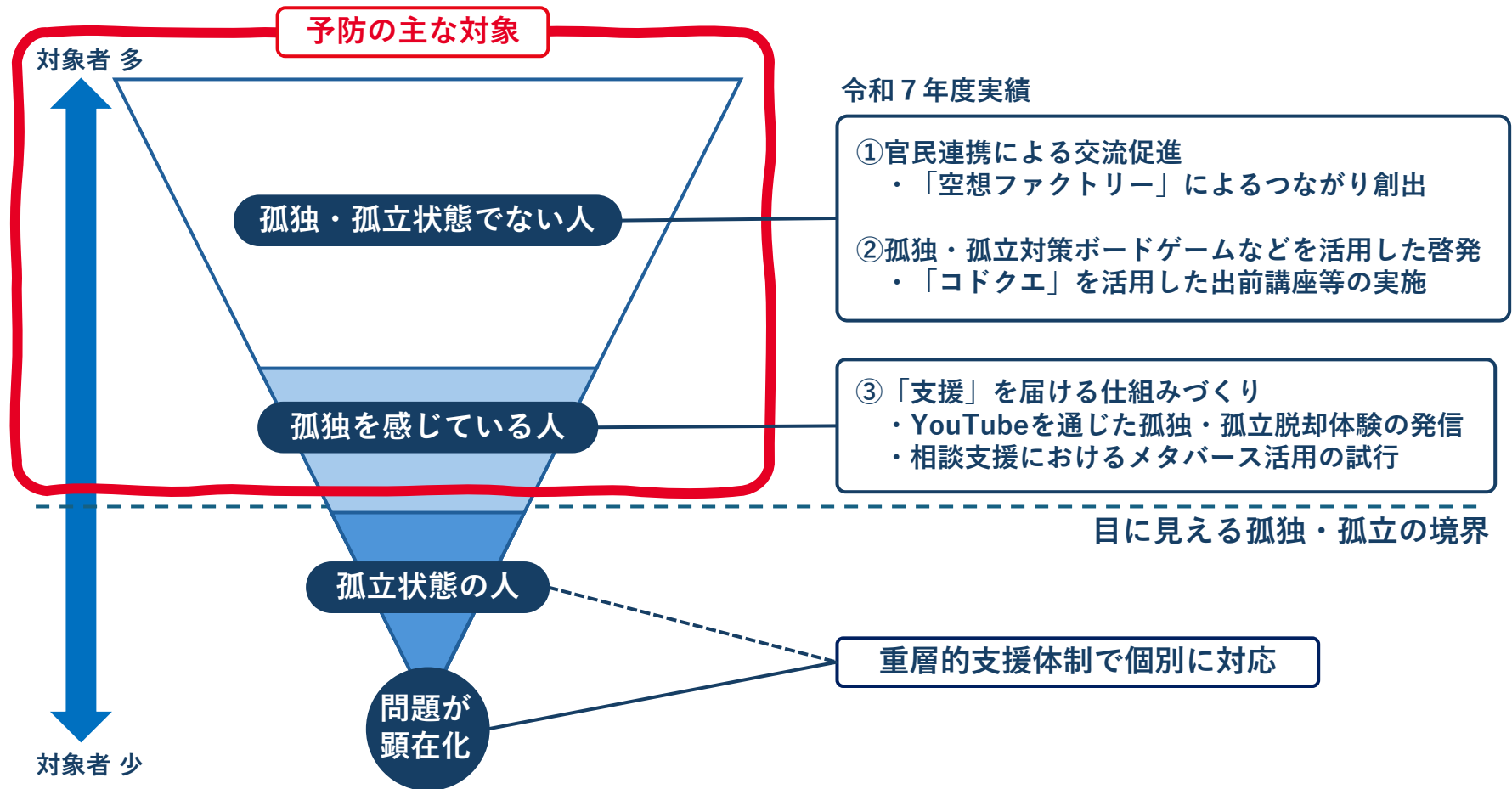
年度	アウトリーチ（件数）	多機関協働（件数）	参加支援（件数）	地域づくり事業（件数）
令和4	1,767	48	16	92
令和5	2,739	499	152	166
令和6	2,697	562	262	190
令和7	164	222	262	224

**参考 ： 豊田市における重層的支援体制整備事業と
孤独・孤立対策の連動に向けた考え方について**

- 孤独・孤立対策推進法や国の重点計画を踏まえ、豊田市の孤独・孤立対策の考え方を整理。
- 具体的に起こる個別の問題や緊急性に合わせて、複雑化したニーズに対応する重層的支援体制の事業で対応。
- 孤独・孤立は誰にでも起こる可能性があり、深刻化する前に対応が重要なため、豊田市は【予防】に重点を置いた取組を実施。



- 「予防」の主な対象を「孤独・孤立状態でない人」、「孤独を感じている人」に設定して、広報・啓発活動や交流促進事業を展開
- 「孤独を感じている」向けに「支援」を届ける仕組みとして、「孤独・孤立体験談のYouTube番組」や「メタバースによる相談支援」を試行





つながる つくる 暮らし楽しむまち・とよた



福祉部 よりそい支援課

電 話：0565-34-6791

メール：yorisoi@city.toyota.aichi.jp